

第七回北海道地域農業研究所研修会

と き：平成十一年二月二十六日
と ころ：空知農業会館（岩見沢市）

平成十年度 稲作部門研修会

司 会：ただ今から北海道地域農業研究所の第七回研修会を開催します。毎年一回、今までは札幌で開催していましたが、七回目の今年から初めて地方で開催しようということになりました。特に稲作問題を中心に岩見沢におじゃましました。最初に富田常務から開会の挨拶を申し上げます。

富 田：研究所発足以来満八年を過ぎて、今九事業年度を開始してございます。全道一律的なテーマもございませんが、地域との関わりを大事にしようという地域農業研究所ですから、できるだけその地域のテーマも取り上げようということで、今回は稲作を中心として、四月には酪農地帯、六月には畑作地帯と、各地域で開催していこうという考え方でございます。

当研究所では、水田問題につきまして平成八年に中央会からの委託で、水田農業の構造問題について北海道を代表する地帯の調査をしてございませうし、現在また北海道あるいは中央会からの委託によりまして、水田問題の調査を全道抽出農家を対象にアンケートを実施し、さらに最終的な報告を平成十一年に向けて取り組もうと思っております。

また現在、種籾の関係で、その種子生産につきましても、いわゆる公正かつ適正な価格帯はとういうふうになっているのかということ、種



▲富田常務

籾生産の方々、あるいはまたそれをお使いいただく方々の立場に立つて、私も研究所が第三者的に研究・調査をして適正な生産費用のあり方を示していきたいと取り組みをさせていただきます。

いずれにしても、まだまだ米問題のみならず北海道の農業というのは非常に苦労が伴いますし、また今まで経験しないような事柄が次々と起こってくるであろうと考えております。タイミング的に私も地域問題なり全道問題につきまして、鋭意取り進めたいと思っております。それでは、最後までどうぞ皆様方聴講されて、活発なご意見をいただければと思っております。

司 会：はじめに「北海道農業と新しい農業基本法の制定に向けて」ということで基調講演をしていただく太田原先生宜しく願います。

北海道農業と新しい基本法の制定に向けて

—基本問題調査会最終答申を読んで—

北海道大学農学部 教授 太田原 高昭

一、新しい基本法はなぜ必要か、どう準備されているのか

(一)「北海道農業の基本問題研究会」の研究と活動

太田原： こんにちは。ご紹介頂きました北海道大学の太田原でございます。今日は地域農業研究所主催の、現在の農政改革のポイントになっております農業基本法、新しい基本法の問題と、最近関税化問題でバタバタとらしいことになってきております米情勢について、少しきちんと勉強しようという研修会でございます。

最近の動きは本当に急テンポでございますが、私ども皆さんと同じでなかなかついていけないところがございますが、特にこの基本法の問題についてはただ今ご紹介がありましたように、私たち警戒心を持っておりまして、一昨年来「北海道農業の基本問題研究会」というものをつくりまして、その入口に並んでおります。「二世紀北海道農業と農村」という本にまとめました。これは今の基本法をとらるかという問題に対する北海道からの提言でございます。「食糧・農業・農村基本問題調査会」というのが、ご存知のように一昨年からずっと新しい基本法をとらるかという議論をしているのでありますが、そういう一番大事な問

題について、北海道から誰もその委員会に入っていないということ、この新しい基本法の問題は日本全国の農業に関係があるわけですから、とりわけ北海道は基本法問題では特別な立場に立っていると言います。最も重要な関わりがあるというふうには考えておりましたので、中央の検討に任せずに、北海道から独自の発信をしていく必要があるというふうには判断致しまして、我々研究者が中心になりましたけれども、地域農業研究所に事務局をお願いしまして、農業団体あるいは道庁あるいは開発局、そういうところの人達にたくさん入っていただきまして一つの意見をまとめあげました。今日はそのことについて私たちの考え方、それから北海道がこれからこの問題に対してどういうふうな、つまり皆さんがどういうふうに関わっていったらいいかということについてお話をしたいと思います。

新しい農業基本法、これはおそらく食料・農業・農村基本法というネーミングになるだろうと言われております。制定作業は平成八年「農業基本法に関する研究会」というのができました。これは主として学者の集まりであります。ここで論点整理というものをしたわけでありませ



▲講演する太田原先生

それを受けて、総理大臣の諮問機関である「食料・農業・農村基本問題調査会」、会長は木村尚三郎先生といいますが、東大の歴史の先生です。必ずしも農業の専門家ではないのですが、歴史という広い立場からこの人が会長に選ばれてスタートいたしました。平成九年二月にはその「中間とりまとめ」が発表されて、この「中間とりまとめ」については農業新聞とかそういう関係したところだけではなくて、一般の新聞でもかなり大きく取り上げましたので、そこでの四つの論点と言いましょか、両論併記になっているのが四つあったということについては皆さんよくご存知だと思います。

この「中間とりまとめ」というのが広く全国から意見を求めるという形で発表されましたので、私たちも意見書を出しましたし、それからオール北海道で道庁に事務局を置いてこの基本法問題に関する連絡会議、一七団体の連絡会議というのがありまして、そこからもオール北海道の意見を出しました。その他、皆さんのところの空知でも幾つかあったと思うのですが、市町村の議会が決議して、その決議に基づく意見書を中央に出すということがずいぶんやられました。そういう意味ではかなり広範な国民の声が霞が関に届いたということが言えると思います。

それを受けて更に半年ほどこの調査会では議論されて、昨年九月に最終答申が行われました。私たちはこの調査会に北海道からのメンバーが入っていませんでした。私たちがこの調査会に北海道からのメンバーが入っていませんでした。平成八年に「北海道農業・農村基本問題研究会」を発足させ、北海道の立場から現行農基法の総括と新しい基本法のあり方について研究を進めてきた、というのが今までの経過であります。

新しい基本法はこれからという日程になるかというところ、その答申を受けて今農水省の手元で法案作成作業が続いております。この予算の国会が終わりましたら、その後の4月、予算の関係ですれ込むかもしれませんが、その次の通常国会にいよいよ新しい基本法の法案が上程されるということになります。それで国会で論議して今年度、平成十一年度中

にはこれを国会に上程して制定・発布したいというようなスケジュールであります。

(二) 現行農業基本法とWTO協定の不整合

今年度中にぜひ法案を通したいということは、次の二〇〇〇年にはいよいよWTOの再協定という国際会議が始まるわけであります。新しい基本法というのは、国内の二一世紀の農業政策の基本になるということと同時に、国際的には二〇〇〇年のWTO再協定に対して、日本としてどういうスタンスで臨むのかということをやめ法律で枠組みをつくっておくという、大変重要な意味を持っているわけです。ですからそこは何が書き込まれるのかということはこれからの日本の農業の運命を決めていくということになるわけでありまして、重大な関心を持たれるというのは極めて当然のことであります。

新しい基本法がどうあるべきかということについてずっと議論されているわけですが、私たちはその議論に重要なことが欠けているという認識からスタートしてきております。それはなぜかという点、昭和三六年にできた農業基本法はまだ生きています。植物人間のようにほとんど機能しないで生きているということなのですが、この現行基本法を「なぜ変える必要があるのか」、「なぜ新しい基本法なのか」ということがきちんと議論されていないのではないかと。これは今までの諮問機関、この農業基本法に関する研究会でもそうでしたし、ここでは「もう古くなったから、時代に合わなくなってきたから、変えるのは当然だ」と。新しい新政策の時も農業基本法を変えようというふうに既に言っているものだから、「なぜ変えるか」という議論はあまりしないで、「どう変えるか」という議論をこの間ずっとしてきたわけです。食料・農業・農村基本問題調査会についても、なぜ今の基本法を変えなければならないのかと、これは我々もぜひぶんぶんしく言ったのですが、「その議論は終わっている」、「今の基本問題調査会ではその議論はしないで、新しい基本法をどうす

るかという議論に限定するんだ」というような答えでした。

(三) 基本法をなぜ変えるのか

しかし実はこの「なぜ変えるのか」という議論は今まできちんとされていない。この議論をやると、政府にとつては非常に都合が悪いことがいろいろ出てくる。ですから基本法をなぜ変えるかということについては、私たちは十分な説明を政府から受けてきていないわけです。世間的には何となく、今の基本法というのは古くなったから新しく、そして農業も大変になってきているからこの辺で基本法を新しくして、しっかりと農業を守ってもらおうと、そういう期待感というのはあると思うのです。しかしどうもそういうことではないのです。法律というのは当然時代に応じて変えていかなければならないのですが、やたらに変えてはいけない法律というのはあるのです。まず憲法、それから基本法というのは憲法と並んでそう簡単に変えるものではない法律であるわけです。農業基本法は古くなったから変えると言っつけれども、では他の基本法は・・・他にどういった基本法があるかという点、教育基本法とか中小企業基本法とか原子力基本法というのがありまして、そんなに数はありません。教育問題というのは、今これだけ教育問題が大騒ぎになっているから教育基本法を変えようという話が出てきてもおかしくないのですが、それは全く出てこないですね。なぜ農業基本法だけ変えなければならぬのか。

これは実ははっきりした理由があるのです。要するにこれはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意を日本が受け入れてWTO協定を批准したということに伴って基本法を変えなければならなくなったからということなのです。このことがちゃんと説明されていない。これは非常に重要な問題を言っておりません。

なぜガット農業合意とWTO協定を受け入れたら基本法を変えなければならぬかと言いますと、WTO協定と農業基本法の内容が明らかに

矛盾しているからなのです。国際条約と国内法が矛盾した場合、日本では国際条約が優先するということが憲法にはつきり書かれております。国によって違うのですよ。アメリカなどは国内法が優先するという事になっていきます。だからWTOで不利なことが出てくれば、アメリカはいつでもWTOを脱退できるわけです。日本はそれができない。そういう違いがあります。それで、WTO協定との不整合というのはいくつもありませうけれども、端的に言えば農業基本法の第一条と第二三条。皆さん農業基本法って読んだことあるでしょうか。これは間もなく無くなる法律です。三六年間お世話になった法律なので、お別れにせひ一度目を通していただきたいのです。そんなに長くありません。四十何条しかなくて、六法全書で二ページか三ページです。その中の第一条と二三条だけでもぜひ目を通していただきたいと思えます。

これは実に重要なことが規定されています。第一条は何が規定されているか、何が書かれているかと言つと、政府価格安定政策というのが書かれております。「政府は農業の再生産を保障するような安定した価格を保障しなければならない」ということを政府に義務づけています。この農基法第一条がもとになって、もう既になくなりましたけれども食管制度の、食管法は以前からありますけれども、それまでの米価というのは改定方式でよろしかったのです。いわゆる物価スライド方式だったのですが、農業基本法第一条に基づいてこれは生産費所得補償方式に変わったのです。これは米価だけではなくて、その後の麦価とか、それから牛乳の不足払いもそうです。基本的に日本の重要農産物については、生産費と所得を補償するという価格支持政策がとられてきた。その根拠になつてるのが第一条です。大変重要な法律です。

それから二三条は何が書いてあるか。国境措置であります。昭和三六年はもう既に自由化が始まってきております。ですから農業基本法も自由化を進める立場で書かれておりますけれども、しかしこの二三条には、外国からの輸入農産物が国内の農業を圧迫して重要農産物の再生産を不

可能にすることが危惧される場合には、その輸入農産物の輸入禁止措置または関税引き上げ等によって、国内農業への影響をおよぼさないように、そういう措置をすることを政府に義務づけています。

この間自由化で大変だったのですが、しかし何とかこの第一条と二三条があるおかげで、日本の農業は最低限はこれで守られてきた。特に北海道農業がこれまで規模を拡大して、米・畑作・酪農という比較的あまり儲からない部門で何とか專業経営を維持してきたというのは、こういう価格安定政策と国境措置があつたおかげだということは、皆さんよくおわかりになつておられると思えます。

(四) WTOとは市場原理主義

ところがWTO協定というのは、そういうことをやってはいけないという協定なのです。価格については市場原理に任せざるべきであつて、各政府が勝手に自分で高い価格を設定してそういう値段で買い上げる、つまり政府が市場に介入するということはやつてはいけない。当然自由な貿易に対して、輸入禁止措置だとか高い関税でストップさせるということよなことはやってはいけない、というのがWTO協定の一番核心部分であります。日本の政府はそつちを選んだわけです。だからそれと矛盾する農業基本法は維持できなくなったというのが真相なんです。これはもう既に食管法の廃止という形で実行に移されています。小麦の政府買い上げはやめるというのもそれであるし、それから牛乳の不足払い制度も廃止するということが新聞に大きく載つていましたけれども、そういうことで、次々とWTO協定に合わせなければならなくなつてきた。

という理由を、政府はつきり言っていない。これをはつきり言つたなせ困るかという、当然生産者にとっては政策の一方面的変更です。従来こういうことでやられてきたことを、政府が協定を受け入れたために変えなければならぬ。そのことによつて損害、被害が出る。既に出ているわけです。その損害賠償、補償をどうしてくれるのか、こういう

問題が当然出てくるわけです。

ヨーロッパの場合はそのことをはっきり政府が言っていて、ヨーロッパでもWTO協定以降は向こうでも価格支持、支持政策はやめていないですけど、価格水準は大幅に引き下がる。だいたい三分の二下がりです。しかしそれは政府の政策変更によってそうだったのであって、これについては政府がきちんと補償します。それが直接所得補償方式です。日本では直接所得補償方式、デカップリングというのは中山間地帯とか条件不利地帯対策といつふうに理解されていますけれども、違うのです。かつては、ガット・ウルグアイ・ラウンドまではそうだったのです。デカップリングというのは条件不利地帯対策としてつくられていたわけですが、WTO協定以降は直接所得補償方式をグリーンと広く拡大して、これを全農業地域、全農業経営に適用したのです。それで価格制度の変更、市場価格の引下げに対する政府の補償としてデカップリングを行うといつふうにEUの共通農業政策は変わりました。そのことは、そこに並んでいる本の中に長尾先生がかなり詳しく書いておられますので、ぜひ参考にして下さい。



▲熱心な研修会場

そういう重要な問題をあまりはつきり言わなくて、「何となく古くなったから」といふような非常にあいまいな理由で「食料・農業・農村基本問題調査会」が発足して答申をしたわけでありますが、私たちはそ

いうことをきちんと議論しないで、議論が始まった場合、これはつまり無原則な放談会になるといふことを非常に心配したのです。ヨーロッパのようにきちんといふ理由だから基本法を変えなければならぬといふことでいけば、当然論点は絞られてくるはずですが。だから新しい基本法には何を盛り込まなければならぬかといふことははっきりしてくると思うのですが、そういうところを全部隠して、「どうも自由に、日頃農業について思っていることをお話し下さい」といふような運営をすれば、それは「日本に農業はいらない」だとか「値段が高すぎる」だとか、そんな話がワンワンと出るというのは見えていたわけです。事実その通りになりました。

それで私たちは、今の基本法をはずしてWTO協定の精神に則って運営していくといふことになるかといふことになるか、それは北海道を見るのが一番わかりやすいといふことを農水省に対しては言ってきたのです。内地は2種兼農家がほとんどですから、そもそも農家所得のうち農業所得というのは十数%しかありません。そういうことに今政府の農政は助けられていると言ってもいいかもしれませんが。そういうところはなかなか問題があまりはつきり出ない。反応も鈍い。しかし北海道の専業地帯で見れば、もう既にいろんな影響が出てきているわけですから、何が問題なのかといふことが一番よく見える。「ぜひ北海道についてどうするのか、北海道のようなどころに対してどういふ政策が必要なのか」といふことを議論してほしい」といふことをぜひい言いました。しかしこれに対してはこの調査会では「全国的な視野でやるのであって、特定地域についての検討はしない」といふ説明でありました。

(五) 北海道は農業基本法の優等生

しかし特定地域、それは北海道もやれ、東北もやれ、関東もやれと我々は言っているのではなくて、「北海道といふのは基本法については特別の地域ですよ」といふことをぜひい言っていました。つまり農業

基本法というのは何だったのか。私は十一条、十三条は非常に素晴らしい法律だからこれを死守しよう、なんていうことを言っているのでは全然ないのです。農業基本法は農業基本法でやっぱりいろいろな問題があったわけです。年配の方はよくご存知だと思いますけれども、農業基本法が昭和三五年に国会に上程された時、国会では大論議が起きました。当時の社会党はこれに真っ向から反対しました。真っ向から反対した理由は、「これは三割農政である」という言い方でありました。つまり自立経営をつくるという、基本法の眼目でしたから。近代化を進めて自立経営、規模拡大をする。そうすると三割の上層農家だけが生き残って、七割の下層・貧農は離農しなければならなくなる。こういう選別政策には反対だ、というのが当時の社会党の立論であります。それでどうなったのか。全国的に言つと、これはそうはならなかった。つまり内地の農家の人は、その頃まで専業農家は五十%、半分が専業農家です。しかしそういう農民層分解ですね、一部の者に土地を集めるということ、結局これをやらなかった。これは平等主義というのでしょうか、昔からの共同体原理で、言わば農業基本法に対抗したという言い方が当てはまるかもしれません。みんな兼業農家になって、みんなの土地を守ったわけです。みんな生きていく道を選んだというふうに言っているけれども、従って、だから農業基本法は失敗した、初期の目的を達成することができなかったというふうに言われるのは、そういうことを指しているのです。

ところが北海道はどうだったか。これは社会党が指摘した通りになりました。昭和三十五年当時の北海道の農家戸数は二十三万六千戸、今でもこの数字は覚えています。今いくらいるか、八万戸とつくに割りました。七万数千戸、ちょうど三分の一に減りました。まさに三割農政というのは北海道で実現したのです。北海道というのは官民あげてこの基本法の理念に沿って、行政も頑張り、農家も負債を抱えながら規模拡大し、とにかく近代化、近代農業、E.C.に匹敵する農業構造を改善するという

ことを文字通りやってきたのです。それで基本法の優等生というふうに言われています。こういう北海道にとって、これは後戻りできるかというところ、もうできません。やっぱりこういう大規模専業地帯としてこれからも進まなければならぬでしょう。その時に基本法路線を止めたということを書かれたら、基本法は失敗だった、構造改革は失敗だった、別の考え方でいきますよ、ということになったら、これはまさに優等生とおだてられて二階に上げられたまま梯子をきれいに外されたという状態に北海道はなるわけです。そのことについて、責任ある農水当局はどう考えるんだ、ということが我々の問題提起であります。これに対しては今までのところきちんと答えられていない。大まかに言つと、だいたいそういうことが私の申し上げたいことであります。

二・基本問題調査会答申の検討

(一)「中間とりまとめ」で両論併記

となった四つの論点

この「基本問題調査会答申」というのは結局どういうことを言っているのか、これは大変重要であります。というのは、農基法の法案が出てくるのに先立って、平成一〇年二月ですから、つい二カ月前の二月に「農政改革大綱」「農政改革プログラム」というのが農水省から出されました。これはほとんどこの「基本問題調査会の答申」そのままに書かれております。その通りこれから農政改革を進めていく。それで恐らく出てくる基本法はそういう内容になっているだろうと思います。

ですから、これにどういことが書かれているかということが大変大事な点であります。それを言うためには、この「中間とりまとめ」から話していった方がわかりやすいかなと思います。「中間とりまとめ」で両論併記になった四つの論点というのは、皆さん十分ご存知だと思いますが、さっきここで読んだ次のところをまとめておきました。「よへ

知られているようにそこでは次の四点について委員会の意見の一致が見られず、両論併記となっている。一、食糧安定供給確保において国内農業を基本と位置付けるかどうか。二、食糧自給率を政策目標とするかどうか。三、株式会社に農地取得の権利を認めるかどうか。四、中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか。この四つについて意見が合わなかったのです。

自身はだいたいわかると思いますが、食糧安定供給確保というのは、今回の答申はおそらく今度出てくる基本法も、一番の目玉と言っているので、キヤッチフレーズとしては、総合的食糧安全保障政策の確立というのが冒頭にうたわれます。これは非常にいい言葉でありまして、食糧安保の立場でやるんだと。その食糧安保というのは「総合的」というのが曲者で、「総合的」というのはどういう意味か」と聞いたことがあります。これは「国内生産と輸入と両方で食糧の安全保障をやっていくのだ」と、そういう意味で総合的と言ったそうです。食糧の供給を確保する場合、それならば輸入に重点があるのか国内農業に重点があるのかということがこの委員会で議論になりました。当然農業サイドの委員は「国内農業が基本だ」と言っただけですけれども、財界とか銀行とかマスコミの人は、「そう言いたいけれども、日本農業にもうそういう力はないんじゃないか。むしろ輸入を基本にして食糧安保を考えていかなければいけない」という議論が非常に声高に出たのです。

結局意見が一致しなかった。当然食糧自給率についても、こっちは「自給率が四二%まで下がったらどうするんだ。先進国でそんな国はない、上げろ」と言っのに対して、それに反論というのは、我々も議事録を読んで驚いたんですけどね、「今日日本で食糧自給率の上昇なんて言っただけそんなことは守られっこない。守られもしないことを基本法にのっけて、食糧自給率が下がっていったら、世界の笑い者になるだけだ。それなら食糧自給率という言葉自体を使うべきではない」という主張がまかり通ってきたのです。だからこういう雰囲気での調査会が進め

られてきたか、我々はちよつとソツとするような思いをしました。

それでむしろ積極攻勢に出てくるのが、この株式会社農地取得です。結局そういう立論から言つと、もはや農地法で権利が認められている日本の農業者は日本の農地を保全し国民に食糧を供給する機能を失ったんだ、資格を失ったんだと。だから農地法の規定を解除して、株式会社法人、そういうものに明け渡さないよ、そういう要求がこぞ出てきたわけです。これは財界の前からの提案であります。だから向こう側は今回の基本法の改定というのは、まさにそういうチャンスとして受け取っていたということでありませう。

それから中山間地農業に直接所得補償方式を導入するかどうか。これも私がさっき言いましたように、北海道から見れば、中山間地農業は大事ですけれども、何故中山間地に限定するのかということを僕らはずつと言ってきた。一番大事なのは平場の専業農家ではないか。そこも含めてデカップリングを議論するなら議論してほしい、というのが我々の立場だったのですが、この委員会は最初から中山間地に限って議論するという枠をはめてきて、しかもそれに対して直接所得補償方式を導入するかどうかということも意見の一致が見られなかった。「そんなもの導入しても、シジババしかいないところに金をつぎ込んだってトブに捨てるようなものだ」というような発言がまかり通ったそうです。特に銀行を代表する人達がそういうことを言っているのです。とちうがトブに捨てているのか、ということをお願いしたいわけですが、とにかくそういう議論がされた。

(二) 各界の反応と北海道からの意見具申

「中間とりまとめ」に危機感を抱く

全体としてこれを見ると、私はこの「中間とりまとめ」を見て非常に危機感を感じたのは、ものすごく後退したところでの論点なのです。自

給率だったら、五〇%か七〇%というところで戦っているのならわかるのですが、自給率という言葉を使うとか使わないとかいうところでやっている。ものすごく戦線が後退している。そういうところで、皆さんの立場から言うと、農業団体の代表はちゃんとやったのかどうかとか、そういうチェックも必要だと思います。我々も学者仲間が入っているわけですから、ちゃんとやったのかということも言うのでありますが、「農業団体がなかなか口を開かないから我々は言いにくいんだ」と。むしろ消費者団体の方が頑張っていたというような話がありまして、このあたりも、これからは農業者を代表するのは一体誰なのかということもちゃんと考えなければならぬと思います。

いずれにしても、これが公開されると全国からものすごい反応がありました。「一体何を議論をしたのか」、「これでは困る」ということが、特に地方のいろんな農業団体、消費者団体だけではなくて、自治体の議会決議という形で、府県議会などでも同様ですが、食糧自給率向上の決議とかですね、私たちが先ほど言ったようなことを出してきました。これは結構効果がありました。農水省が事務局をやっていますから、農水省のもとにそういう意見書がどんどん全国からきます。ぜひ意見を寄せてくれということ呼びかけていますから無視するわけにはいかない。それで財界側に立った意見書というのはほとんどなかったそうです。だいたい日本の農業を守れと、そういう方向で議論しようという、我々とほとんど同じ趣旨のものがほとんどでした。このことだいたい調査会の雰囲気は変わったようであります。

事務所の農水省としても、実はかなり前半の議論ではあわてていたのです。こういう市場原理派というのでしょうか、こういう人達の議論というのは突き詰めていくと、貿易とかそういう需要供給というのは市場原理に任せなさいと、政府が余計なことをやるなと、つまり農業政策はいらぬ、もっと言えば、農水省もいらぬという話になっていくわけです。ですから役所も流石に慌てて、むしろ全国から集まった意見書を

材料にして役所としての体勢を立て直したところがあります。それで後半の議論はだいたい事務局が引く張る形で、もっと農業確立の方向で議論をしていただきたいということになったようであります。最終答申は中間とりまとめから見れば相当巻き返したというが、それよりは良くなっていたというのが我々の評価であります。

(三) 地域農業の検討を怠った最終答申 自給率の数値目標を見送る

「最終答申は私たちの主張にとれだけ答えたか」というのがありますけれども、「数百の意見書が寄せられ、その内容のほとんどが私たちの主張と基本的に同趣旨のものであった。そのこともあって平成一〇年九月に提出された最終答申は、中間答申に比べれば国内農業の再生という理念において前進があったと評価してよい」ただし、「なぜ基本法を変えるのか」という一番我々が聞きたかったことについては、非常に抽象的な「二一世紀になるから新しいのが必要なんだ」みたいな非常に抽象的な文章で、まともに答えていないという、そういうことを私の文章の中に書きました。

それで最終答申で、この中間とりまとめの四つの論点というのはどうなったのかということを見てもまず第一の、国内農業の位置づけです。これについては、「具体的政策の方向」の第一項目に「総合食糧安全保障政策の確立」ということを掲げ、「食料の輸入依存度を更に高めることは我が国の食料供給構造をより脆弱にすること、資源の制約の強まる地球社会において自国の農業資源を有効活用することは各国の責務であること等から、農業構造の変革等による生産性の向上を図っていくことを前提に、国内農業生産を基本に位置づけて、可能な限りその維持・拡大を図っていくべきである」というふうな、かなりはっきり書いておられます。

それから、国内農業の維持・拡大の指標となる食料自給率については「それは食料政策の方向や内容を明示するものとして、意義があるものと考えられる」と述べるに止まっており、期待された数値目標の設定は見送られた。我々は食料自給率を何%まで高めるといふことをはっきり言つてほしかったのです。そのためにはいつたい何をどうするのかといふことで全体をつくつていつてほしかったのですけれども、これでは目標が定まらない。それでも「自給率」という概念自体があまりまいで使うべきでない」という意見さえあつた中間答申に比べれば一歩前進であるが、目標値の設定を要求した私たちの意見には答えていないといふことであります。

それから三番目の株式会社土地所有については、株式会社の農地権利取得について最終答申は一、農地の有効利用が確保されず、投機的な取得につながるおそれがある。二、周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず集約的な活動によつて成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある、といふ二つの理由を挙げて、「株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることには合意は得難い」といふふうにとにかくノーと言つたわけです。しかし出口は一つ開けておきまして、すべての株式会社は拒否的ではなく、現在の農業生産法人や農家が今の法人としたい有限会社ですね。これが更に発展して株式会社になる場合がある。そういう場合はいだらうといふことを書いています。そういう場合だけではなく、それをもつ少し拡大して、普通の株式会社でも真面目に農業に取り組むといふことが証明されていればいだらうといふことになっております。「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少なく考えられる形態」については、株式会社が土地利用型農業の経営形態の一つとなるといふことを認めるとしており、出口を一つ残す答申となつたといふことです。

あと直接所得補償方式は、中山間地のデカップリングについては政策として有効であるといふふう書いてあります。

全体として、株式会社については引き分けなので、自給率については、自給率は政策として採用するといふふうに言つてくれたのだけれども、数値目標を結局出さなかつたから、全体としては二勝一敗一引き分けといふことになるかなといふふうには読んでおりました。

それとやっぱり我々にとつて一番残念だつたのは、本論の論点というのは4つだけではないはずなのです。価格は全部市場原理でいくということが頭に書いてありましたけれども、それは全会で一致したのかどうかですね。どうも一致していたようです。そのことについて我々もつと物を言わなければならぬ、何よりも、最初に申し上げた、なぜ基本法を変えなければならぬのかといふことについて、もつと明確にその理由付けをしてほしい。そうすれば、農政としてどういふ責任を取らなければならぬのかといふことを基本法にもつと盛り込むべきことがはっきりしてくるのではないか。このことについては全く見送られました。

(四) 北海道農業に触れずに見送る

それから残念なのは、北海道について、これは他の地域とは違つ、特別な意味をもつた地域なんだから、北海道をどう見ているのか、それに対してどうするかといふことについて、ぜひ触れてほしいといふことも全く見送られました。そういう点では、この最終答申については、私たちが満足できるものではなかつたといふことでもあります。

これでいくと、新しい基本法はどうなるのかといふ話に移つていきます。ただこれは私はいろいろがっかりしたといふ話ばかりしてきますが、全くどうにもならないといふことを申し上げたいわけではないのです。何も手掛かりがなかつたら頑張りようもないわけですから、こつこつと声といふのは我々だけが言つてゐるのではなくて、当然農業団体も言つてゐるし、それから皆さんを代表する国会議員の先生方もゐるわけであり

ますから、それはいろいろ農水省にとつては、北海道をどうするんだという声は届いております。それに対して全く考えていませんと言つわけにはいかないわけです。はっきり言っていないのだけれども、この農政改革大綱、農政改革プログラムの中に、これはひよっとしたら北海道のことを言っているのかなということが散りばめられております。ですから皆さんはこれからこういう文章をよく研究してその中から手掛かりを見つけて、どんな小さな入口でもいいからそれをこじ開けて光を入れるというようなことをやっていかなければならないのではないかと。そういう立場で読めば、結構いろいろ手掛かりはありますよという話をこれからしようと思ひます。

三、最終答申にみる新しい基本法の骨格

(一) 総合食糧安全保障の理念に

政策的裏付けはあるか

まず最終答申にみる、二番目のところで。先ほど言ったようにこの答申は「総合食糧安全保障」という力強い理念を掲げて、そのために国内農業を維持・拡大するということを宣言しているわけです。これも一つの手掛かりなのですけれども、総論としては非常にいい総論を掲げていると思ひます。しかし問題は各論の方です。それをじゃあどうやってやるんだということについての政策的裏付けがほとんど見られない。作物別の各論になると全部「価格制度の見直し」、「市場原理の一層の導入」ということで書かれておりますから、これは間違いなく価格が下がってくるということですね。価格が下がってくるということで、一体どうやって国内農業の維持・拡大を図るのか、ここが一番聞きたいところだと思います。価格というインセンティブですね。これを抜いておいて、維持・拡大しようとしてもできるわけがない。

(二) 食料自給率についての調査会の認識

それともう一つは、食料自給率についてです。食料自給率四二%と書いていたけれども、こういう議論をしているうちに四一%まで下がりました。これをどこまで上げるのか。やっぱりその目標をちゃんと示さない政策と言えないのではないかと、我々だけではない、みんなが言ってきたのですが、ある意味ではここに書いてある食料自給率の認識というのは非常に問題がありまして、つまり食料自給率というのはどうやって決まるかということ、要するに「消費者の選択で決まる」と書いてあるのです。消費者が国内農産物をたくさん食べれば自給率は上がるし、輸入物をたくさん食べれば下がるんだと。それと国内生産者が消費者に選んでもらえるような、安全で美味しく安いものを供給すれば上がるし、それが供給できなければ下がる。いずれにしても消費者と生産者の努力で決まるのであって、政府の政策には関係ないと。関係ないとは書いてないのですが、要するに政府には責任がないということを書いてあるわけです。これはちょっと恐るべき認識だと思ひます。食料自給率をどうするのかと、これはもう政策問題です。そこがやっぱり一番農業政策の根本だということふうに私たちは思ひます。皆さんもそう思うでしょう。だから上げようと思えば、いろんな誘導策を取らなければならぬです。最終的には食べるのは消費者だとしても、どう誘導策を取るのか。やっぱりそれがなかったら、とても政策とは言えない。それに対して、だからやっぱり何%ということと言わせなければならぬんだ。これはたくさんの方がそう言いました。自民党の農政対策でもやっぱり食料自給率を明記せよということを書いてあります。

その結果、これが手掛かりの一つなのですが、この中では食料自給率の目標の策定というのがあって、「食料を安定的に供給するとともに、不測の事態における食糧安全保障を確保する」との基本的考え方に立ち、

生産・消費両サイドからの食料自給率向上に向けた取り組みを前提として」というのは、今さっき私が言ったことです。基本は生産者と消費者だよというのを言っておいて、そういう「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての食料自給率の目標を策定する」という書き方です。「食料自給率の目標を策定する」ということをはっきり言ったわけですが、ただし、「関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての」という言い訳がましい言葉がついている。ここが気に入らないのですが、「一応」目標は策定する」ということは言わせた。

じゃあ、何%なんだということがすぐ出てきますね。これは全中及び自民党は五〇%ということで、農業新聞などにもだいたいこの五〇%キャンペーンが張られましたけれども。それで一応基本法にも数字を出すというふうに言っています。五〇%と書くかどうかというのはまだわからないのですが、伝え聞くところではたぶん四七%という数字になるのではないかと、だいたい値切れているわけですね。独立国として四七%を自指すなんていうのは、それだけでちょっと恥ずかしい。少なへとも五〇%以上でない」と、それこそ基本法に書く数字ではないのではないかと思うのですが、四七%という数字が見え隠れしているのだそうです。

しかし考えてみると、今四一%。これを四七%までもっていくということも並大抵のことではないわけです。例えばこれを内地の米については元々自給状態ですから、これを畑作それから畜産、そういうもので上げていこうと思ったら、例えば小麦だけで一%上げようと思ったら今の三倍生産しなければならぬのだそうです。これは結構大変な話です。じゃあ価格どうするんだ、というふうな話が出てくるわけです。それとやっぱり米以外のものでも頑張らなければならぬということになれば、野菜・花というのは価格的には高いのですが、カローリーベースで言うとあまり当てになりませんから、畑作・畜産・酪農ということになってくると、これはやっぱり北海道農業が相当頑張らないと自給率のアップというところにはならない。その点で食料自給率の目標を策定するという

ふうにごくに書いたということとは、北海道をどうするかという問題に否応なしに取り組まざるを得ないということでもあります。これが一つの大きな手掛かりになります。

(三) 価格支持政策と国境措置のゆくえ 今更、何故米の関税化を

それから、次の価格支持政策と国境措置の話ですが、これは全体としては、国境措置は外す、それから価格政策は見直す。今は少なくとも生産費所得補償方式的な価格支持はやめるということをはっきり言っています。消費者にもっと国産物を買ってもらうためにも価格は下げなければならぬというふうなことも言っています。

それでいったいどうやって食料自給率を上げるんだということについては、経営安定対策という言葉が準備されており。その点で今回の答申の中に手掛かりを求めるとすれば「意欲ある担い手に対する所得確保対策の導入」という項目があります。これは「価格政策に市場原理を一層活用すること」ということがその前に書かれていて、それとセットになっていて、市場原理を一層活用すると価格の大幅な下落ということが起きてくるから、それによって「大規模な経営等意欲ある担い手の経営が大きな打撃を受ける」ことを防ぐため「価格低落時の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていくべきである」ということが書かれております。

これがその経営安定対策と言われているもので、この中を見ていきたいと思います。それは個々の農産物の価格を通じて補償するのではなくて、個々の農産物がこれだけ落ちたからこれだけ補償するよ、というやり方ではなくて、経営全体としての所得を補償するようなり方をしますよということ、これを読んでみるとかなりデカップリングの考え方に近いのです。総体としての経営に対して、所得補償ということも書いてないの

ですが、役所の人に聞くと、「これはかなり北海道の大規模経営、専業経営を意識した項目です」というふうに言っているので、私たちが言ってきた「平場の専業農家にこそデカップリングを」という主張がこういう形でこそと盛り込まれているのかなという感じも致します。農政の人は、だから期待していいんだというふうな言い方をしておりますが、そうだとすることは文章的にはどこにも書いてないのです。これは直接所得補償方式みたいなことをちらつかせると、今は大蔵がものすごい神経を尖らせるのだそうです。だからなかなか書けないのだと。けれどもこういう形でとにかく種は植え込んでおきましたよというふうなことです。この辺も皆さん、ぜひ研究していただいて、いろんなルートでそれが手掛かりだということであれば、それを掴んで放さない、それをもっと大きなものに拡大していくということが、これからの北海道のやるべきことになるのだらうと思います。

それから、この雑誌には酪農総研の天間所長の論文（第三十二号所載の論文）が載っております。天間先生、最近物をはっきり言うようになっていて、なかなかいいことが書いてあります。それで我々と非常に似ていてほしい同じですが、我々が言わないことも言っております。最初におっしゃっているのは、国際化対応がはつきりしないと。ウルグアイ・ラウンドからWTO協定ができてそのもとで今日本は大変困っているんだけれども、二〇〇〇年の再協定というチャンスに対してどうするのだということが全然書いてない、それこそが一番基本法の大事なことだったのでないか。そのことについて全く触れていないというのはどうということなのだとおっしゃるに書いて、それは全く私たちも同じ意見であります。やはりこれがないということが一番の問題ですね。

その上で天間先生は、WTOで、これはどういう議論になるかまだわかりませんが、関税化については長尾さんの方から話があると思いますが、この前バタバタと米の関税化に踏み切ったわけです。あれは結局組織討議というのはどうなったのか、ほとんど間に合わなかったのではないかと

と思うのですが、今更関税化ということであつと我々もびっくりしました。本当に八〇%とか一〇〇%という関税をやって守れるのであれば、何でウルグアイ・ラウンドでそれを言わなかったのだということですか。あの時間税を選択しておればミミマムアクセスは三%で済んだわけですから。もう八%近くまで上がつてきて、何でこの今のタイミングでああいう問題を出してくるのか。誠に不信であります。その辺の国際化対応が全くなっていない。なっていないということは、霞が関がわかっていないのかあるいはかなり重要なことを隠しているのか、これは大変不信感を持つわけでありますが、いずれにしてもこれからは、まして関税化ということになればなおのこと、天間先生がここで言っています、価格はもう市場価格でいくしかない。つまり価格が下がれば消費者も喜ぶわけです。しかしそれでは農業がもたないからそこはデカップリングで行けど。だから今まで価格支持政策に使っていた金を直接所得補償方式に回して、それを農家に補填せよと。既にそれはヨーロッパもそうだしアメリカもそういう方向に来ているわけです。

(四) 直接所得補償政策の導入をめぐる

この天間先生が出しているデータが非常に重要であります。「地域と農業」第三十二号の第一表「主要国の農業関係予算の動向」というのがあって、これは結構よく見るデータなんです。アメリカ、EU、日本というのが書いてあって、農業関係予算、アメリカが一九八〇年に三四八億ドルとほとんど増えていて、八六年五四八億ドル、八〇年を一〇〇として一五七・六%増えているということです。EUも一九九億ドルから四六二億、これは何と三八八%、四倍に増えている。日本だけが三兆一千億から二兆六千八百億に落ちて、八六%、大幅に減らしているということです。しかもちょっとEUのところを見て下さい。そのうち価格・所得関係費、つまり農家の懐に直接入るものが日本は一一・二%し

かない。しかもこれ減ってきています。かつては二四・九%あったと。EUは九五%とか、九六年度も八九%。

つまり農業予算のほとんどが価格支持、または直接所得補償で農家の懐に入るようになってきている。日本は農業予算が少ない上に農家の懐には一割しか入らない。ほとんどこれはどこに行くか、だいたい土建屋さんとか機械屋さんに行く。ウルグアイ・ラウンド対策の六兆百億円というのもそうですね。ほとんどは事業費ということで農家のところには直接来ない。アメリカも日本と似ていますけれども、これはちょっと意味が違います。

ですから流れとしては、EUもアメリカもそうですが、農業予算というのは世界的にはほとんど増やしているのだと。しかもそれは直接農家を支援するような形で使われているのだということです。今アメリカはちょっと違うと言ったのは、一六ページの表で「農産物価格と消費者からの所得移転」です。つまり農産物の価格を一〇〇として、農家に入ってくるお金と考えた方がわかりやすいかもしれません。農産物を売って生産者に入ってくるお金のうち、消費者から幾らもらって国から幾らもらっているかという図です。これを見ると日本は九〇%以上、ほとんど消費者からもらっているということです。ところがECは消費者からの移転は六割ぐらいです。四割が実質的な納税者からの移転、つまりデカップリングです。直接所得補償です。アメリカはもっと直接国からもらうお金が多いです。こういうデータをもとにして、天間先生は日本も価格支持ということは消費者と利害がぶつかるから、それよりはむしろ直接所得補償ということを主張したらいいのではないかという、大変明快な論説をここで出しておられます。

日本は世界一農産物が高いということを言われるわけですがけれども日本ではその割に消費者からの不満というのはそう強くなかった。もちろん消費者団体は日本の農業を守れというふうに言ってくれている。それはなぜか。その秘密を解くのが一四ページの「エンゲル係数」だとい

うことです。これを見ますと、日本はエンゲル係数が低いのです。エンゲル係数というのは、皆さんよくご存知のように、総支出のうち食費の占める割合です。日本では教育費とかそういうのがものすごく高いから一七・八%。アメリカよりは高いですけども、ヨーロッパ各国よりは低いのです。だから消費者はあまり食料品の価格ということに神経質にならないで農業を応援してくれた。しかしこれからはそうはいかないのではないだろうか。不況になってきて、消費者の懐がきつくなってくる。そうするとエンゲル係数も高くなってくるを得ないだろう。そうなる。当然農産物価格が高すぎるというふうな声が大きくなってくるのではないだろうか。そういう意味でも、財政負担が消費者負担かという問題では、財政負担つまりデカップリングの方向に舵を取った方がいいという主張であります。

こういうことについて、私たちはそこまでは言っていないわけでありませけれども、世界的な流れが価格支持から所得補償へと、価格政策から所得政策へと、そういう流れがあつて、それに日本は全然乗っていない。乗り遅れているところが大幅に遅れてるんですね。そういうことについてどうするかということに迫っていく必要がある。

四 新しい基本法下で北海道農業の確立を

それからついでに申し上げますけれども、幸さんや長尾さんが入った座談会、この中に中央会の入江さんが入っておりますので、中央会がどういう立場をとってきたのかということも良くなるようになっております。この座談会はなかなか問題・論点がわかりやすきはつきり出ていて、大変参考になります。(第三十一頁所載の座談会)

また、「二一世紀の北海道農業と農村」という本をぜひ読んでみて下さい。私たち全国の農業経済学会の先生方を中心に、内地の方に三〇〇か四〇〇部ぐらいはらまいて送り付けたんですけれども、大変良い反応

が返ってきております。つまりこういうことをやったのは、この間、北海道だけなのです。地域農業の立場から中央にはつきりものを言った北海道に感動したと、さすが北海道だと。こちら内地は二種兼農家ばかりで鈍感で、我々もあまり声を上げないでいたけれども、基本は北海道と同じだと。やっぱり今一番ものをはっきり言えるのは北海道だと、いうことで、それに励まされて我々も頑張ります、というような反応がたくさん返ってきております。これは研究者仲間の話ですが、行政や農研団体も同じだと思つたのです。向こうの農業団体というのはなかなか正論を言えない、専業農家が小さくなっていますから。むしろ農地が潰されて転用されれば二種兼農家は喜ぶみたいな構造がありまして、そういう中で、やっぱり北海道から声を上げるということをみんな期待をしているのだらうと思つたのです。そういう立場に今北海道は立たされている。そういう役割をきちんと果していこうではありませんかということをお願いして、私の話を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

〈質疑〉

司 会：石狩北部地区の改良普及センターの武澤さんから、WTOを受入れをしなければならなかった背景はいったい何なのか。これは恐らく、非常に厳しいWTOの攻撃を受けているというようなことだと思つたのですが、この背景はどういうことなのか具体的に教えてくださいの質問です。

WTO協定受け入れの背景

大田原：これは難しく考えると、我々がわからないいろいろな背景があるのかもしれませんが、しかし素直に考えますと、WTO協定というのは

ガット農業合意を協定書にしたものですから、ウルグアイ・ラウンドで日本が農業合意を飲まされたのはなぜなのかということになるのだと思えます。ウルグアイ・ラウンドというのは一九八六年に始まって九三年に終わる、要するにあの頃は今と違って、日本の国内でもそうだし国際的にもパブルのまっ最中であつたのがウルグアイ・ラウンドなのです。全体の論調もそういうことで、二つの条件があつたわけです。一つは日本が膨大な貿易黒字を持っていたということ。それから世界的に農産物が過剰だったということです。過剰で、アメリカとECがお互いに輸出補助金を付け合つてダンピング競争をやっていた。それでそれが両方の財政を圧迫して、これではどうにもならないからお互いに輸出補助金とか市場閉鎖ということは止めよう、貿易を自由に任せようということ、アメリカとECが最終的には手を打つたということです。

そういう中でもやっぱり日本は自由貿易、工業製品の方では自由貿易のメリットを満度に受けて、自動車から電気製品から日本の工業製品が世界中にあふれていた。日本はもう黒字が溜まって溜まってどつしよもないと。この黒字減らしをどうするんだ。これは農産物貿易でやるしかないのではないか。こういうことがあつたわけです。ですから結局それに妥協せざるを得なかつた。マスコミもあの頃の論調は、日本はこれだけ工業で儲けていて農業だけ市場開放しないというのはおかしいと。農業は迷惑を被るかもしれないけれども、小指の痛さと全身の痛さとどっちが大事なんだというキャンペーンをマスコミが張つたわけです。そういう中で、国内的にも農業擁護派はそういう市場開放派にやられたと。それがやっぱりWTO協定の背景でしょうね。

しかしそのことが今どうなっているか。これは逆になつてきているわけです。世界の食料の自給は過剰基調でした。しかしそれも九一年までで、それ以降はむしろ不足だと。二一世紀は膨大な食料不足の時代が来るといふことが既に言われているわけです。それと貿易黒字の問題も、今のところ日本はまだ黒字ですけども、これはむしろ日本の工業の方

が少しおかしくなってきた。今アメリカが絶好調になっていて、自動車とかそういうところでも負けている。そういう背景を考えれば、次の二〇〇〇年の再協定では仕切り直しということが当然されなければならない。そういうふうを考えております。

司 会： 今ご指摘のように、二〇〇〇年にまた交渉の再開がなされるわけですが、今先生のお話のように、情勢も変化しておりますし、特に私どもウルグアイ・ラウンドが決着をみると、消費者の意向というのはあまり農業関係の人はつかんでいませんでした。その後、ものすごく消費者への接近が始まって、最近では生協をはじめ総理府のアンケート調査をとっても、八〇%から九〇%は食料は国内で自給しろという消費者の要望が非常に強いということを背景にして、再交渉には地方自治体や農業団体をはじめもつと政府に迫っていかなければならないのではないかと考えます。

経営安定対策は本当か

大田原： 補足したいことがあります。さっきの経営安定対策です。これが本当にデカップリング的なものになるかどうか、半分期待して半分危ないなと思っているのですが、これは中身はどうなんだと聞いてみると、新しい米政策ですが、既にテストケースで出ているという説明をされます。あれは一種の保険方式ですね。あれで経営安定ということになるのかということについて、これはぜひ皆さんに議論していただきたい。この農政改革プログラムの中でも、経営安定対策という項目の次に農業災害補償制度の見直しというのが出ております。今の共済制度というのは自然災害による損害を補償するという制度です。ですから多分考えていることは、それに市場価格の暴落というものも入れて市場価格が下がったときも共済で補填できる、そういうのを考えているようにです。

もしそうだとすれば、私はこれは経営安定政策としてはならないのではないかと思います。米地帯ですから皆さんよくおわかりだと思つてますが、保険というのは偶然的な、それこそ天災みたいな偶然的に上がった下がったりするときは有効ですけども、傾向的に低落していくということに対しては保険は無効です。だから新しい米政策も、過去三年間の平均価格との差額の八割を補填するということですから、この過去三年間の平均がどんどん下がっていけば、どんどんどんどん補填されるのは小さくなっていくわけです。実は共済制度に市場価格の低落というのを盛り込んでやるというのは、既に愛媛県がミカン危機のときに一度やっています。でもこれはミカンの自由化がどんどん進む中で二年間ぐらいで破綻したはずですが、保険ではもたない。だいたい私たちに言わせれば、政府がWTO協定を受け入れたことから起きたこの価格暴落を補填するのに、何で農民が掛け金を払わなければならないんだと。保険ではなくて政府が責任をもって補償するという制度にしなければだめじゃないか、EUはそれをやっていますよということなのです。ですからこのところは米地帯として、それでいいのかどうかという議論をぜひしていただきたいと思っております。この点については、多分長尾先生の方からも後でお話が出ると思いますが、この経営安定対策との関わりでちょっと補足いたしました。

司 会： それでは「北海道の稲作経営問題」ということで長尾先生をお願いします。



▲司会の幸さん

北海道の稲作経営問題

釧路公立大学経営学科 教授 長尾 正克

一・コメ関税化の意味

(一) 米の関税化特例措置の受け入れ

長尾… まず、今回は北海道の稲作経営問題を抜本的に見直す時期ではないだろうかということで、後で大変重大な提案を皆さんに致したいと思っております。

「コメ関税化の意味」という話になりますけれども、米関税化の意味について述べたいと思います。昨年農水省はまたしても国会決議を経ないまま「米輸入関税化」に踏み切ったわけですが、その理由を聞いて実は大変驚いたわけです。農水省の論拠が第一に、早期の関税化はミニマムアクセス米の輸入量を減少させる、第二に、高関税化で輸入をストップする、第三に二〇〇〇年からのWTO協定の見直し交渉に有利、というものであったからであります。こんなことは九四年のガット・ウルグアイラウンド交渉で合意しまして、「米の関税化特例措置」を受け入れたときから既にわかっていたことでは無かるでしょうかということなわけです。当時即関税化を受け入れていたなら、ミニマムアクセスも現行の四%から八%と、六年間に四%から八%に徐々に増えていくわけですが、それよりも低い三%から五%で済んだわけでありまして、しかも、当時ですら

実質上輸入禁止的な高関税を張る方法があったわけですが、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉では日本はこのような輸入禁止的な高関税を張る方法をガットの事務局から提示されていたわけです。とにかく、そういうことを農家の方を含め、我々に知らせないで、マスコミは知っていたのでしようけれども、そういうことは報道しなかった。情報をコントロールされていたわけです。このような輸入禁止的な高関税を張る方法は、EUがまず採用し、当初はそれに反対していたアメリカでも同様な手法をとって保護したい農産物を守ろうとした事実を、最近になってやっとあちこちの情報がわかって、明らかになったわけですね。

(二) 米の関税化特例措置の受け入れ

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意時には、マスコミがそんな高関税を張ることは不可能であるという論陣を張っていたため、私も諦めてしまったのです。もうこれはとにかく貿易の自由化なりグローバルスタンダードということで、市場経済の進化という流れに対して難しいのかというところで、止むを得ない決断だったのかなという経過があります。

しかし、よくよく米の関税化特例措置というものを見てみますと、関税化を拒否したのではなく、将来の関税化を前提として単に関税化を遅らせるための措置でありまして、農水省はそのために敢えて過酷な輸入



▲講演する長尾先生

義務量を引き受けたわけでありませう。というのはミニマムアクセス米を引き受けたということです。この特例措置を二〇〇一年以降にも継続させようとすると、関税化の時計の針は進んでいるので過酷な八%のミニマムアクセスに加えてさらに「追加的かつ受入れ可能な譲許」として、ミニマムアクセスの上乗せを義務づけられていたわけです。

表1 コメの国別輸入割合及び数量 (95-98/10月までの量)

(単位：%, トン)

	輸入国名	ミニマムアクセス米		S B S 米	
		輸入割合	輸入量	輸入割合	輸入量
うるち短粒	アメリカ	0.0		34.6	49,439
	中 国	8.5	85,000	49.9	71,180
	オーストラリア	0.0		8.1	11,556
	そ の 他	0.0		2.6	3,665
	計	8.5	85,000	95.2	135,839
うるち中粒	アメリカ	64.6	650,000	2.0	2,835
	中 国	0.0		0.0	
	オーストラリア	26.9	271,270	2.5	3,587
	そ の 他	0.0		0.3	436
	計	59.5	922,181	4.8	6,858
うるち合計 (短粒+中粒)	アメリカ	64.6	650,911	36.6	52,273
	中 国	8.5	85,000	49.9	71,180
	オーストラリア	26.9	271,270	10.6	15,143
	そ の 他	0.0		2.9	4,101
	計	100.0	1,007,181	100.0	142,697

注1) ミニマムアクセス米としては、うるち長粒種、もち、破米も輸入されているが、上記表からは除いてある。

さらに、このミニマムアクセス米の受入れに対して、政府は「米のミニマムアクセス導入に伴う転作の強化はおこなわない」という閣議決定もありまして、これまで加工米、援助米、飼料用米と主食以外の供給がなされるということも主張してきたわけですけれども、しかしミニマムアクセス米の中には輸入業者と卸売業者などのユーザーが連名で入札す

るSBS米（売買同時入札米）が一定量ありまして、その大部分が主食というか、それが全部主食に回っていると言われています。実はこれもSBS米が北海道米や青森米、一部岩手米とバッティングしているということなわけで、自主流通米市場における北海道米の暴落がこれが原因になっているとされておりまして。そして、これは後の表1で見ていただければわかるのですけれども、奇妙なことにこれまで輸入されたSBS米の四九、九%が中国米で、三六、六%がアメリカ米なのであります。中国はWTOの正式メンバーではないはずなのに、なぜ中国米を入れようとするのか。中国米の大半があきたこまちという品種を使っていることを考えれば、非常にこれは問題ではなからうか。農水省はミニマムアクセス米が主食に転用されないようになぜチェックしないのであろうか。というのも、外国の援助米には日本のお米も援助米として無償で出しているのですが、このミニマムアクセス米にだけは自給に迷惑をかけないと言いつつ、実はそういう形で実際にかけているのです。こういうことが非常に疑問なわけです。

(三) 関税化による過酷なしわ寄せ

このように関税化によりもっとも過酷なしわ寄せが稲作農家、とりわけ北海道・青森の稲作農家にくることがほ事前には予測できたはずの「J×関税化特例措置」を政府はなぜ選択したのか、説明をする責任があるのではないかと思います。極端なことを言いますと、ミニマムアクセス米の販売差益、マークアップを得るために北海道の稲作農家を売ったのではなからうかという疑いもあるわけです。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意はわが国の食料の安全保障からみても、極めて深刻な問題を提起しております。食糧問題が安全保障上の問題になるほど食料自給率が低い国としては、輸入国側は輸入に對する関税の方式しか制限の方法がないのに、輸出国は自国の事情で輸出を制限したり、禁止の方策をとるということが可能な農業協定になっ

ております。

門戸を開いて自分たちの農業がコストで負けて、じゃあもう相手に依存しますよと。その場合相手側はその分だけ自分の国と差別しないで同じ条件でこっちの方に売ってくれなければ、それは自由貿易の原則にならないわけですから、そういうことになっていけないのです。それで罰則規定がないから輸出禁止をしたりいろいろなことができるわけです。このように不平等条約になっているわけでありまして。買いたくても買えず、政治上の問題で輸出を制限されては、輸入依存国の不安は、食料ですからもすく大きいものになります。どんなに外交関係が緊迫しても、経済制裁や政治上の制裁の道具として食料を使わないことを輸出国は約束してくれなければ困ります。これを日本では要求したのですが、アメリカは約束をしなかったのです。沖縄でも何でもそうですね。NATOの軍事基地と日本は全然違って、NATOは犯罪を犯したのを基地にいても逮捕できますけれども、日本は逮捕できないという、こういう不平等なことを平気でなぜ認めるのか。

(四) 農水省、外務省、マスコミ、による 情報操作

このようにガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の中身に関する情報が他国の主張を含めて極めて不足していたのは、明らかに農水省や外務省、さらには新聞をはじめとするマスコミによる情報操作によることは疑いのないことであります。このためわが国農業の将来を決定づける国際条約が、我々農家の立場に立とうとする研究者や何かをつんぼさじきに置いたまま決定されてしまったということなわけです。

農水省はなぜこれまでして北海道の稲作農家を苦しめようとするのか。これはぜひ説明を聞きたいというものであります。私がなぜこう怒るのかというと、当時の細川首相は受け入れたときに何を言ったかということですね。この回答は、細川さんが農業のことをわかっているわけがない

んですから、これは農水省の官僚が書いた作文を彼はそのまま読んだわけでありませう。ということ、カット・ウルグアイ・ラウンドの交渉過程において、わが国の選択肢は三つありましたと、彼はこう述べています。「第一は、調整案の受入れを拒否し、他の調整案を出して包括関税化への反対を続ける道、第二は、農業合意案の原則にもとどき、お米を含めた包括関税化をそのまま受け入れる道、第三は、ウルグアイラウンドを成功裏に終結させ、かつわが国の立場を可能な限り確保するぎりぎりの妥協点として調整案を受け入れる道であります。

まず第一の道については、現時点での別の修正案を出しても、交渉の現状からみて賛成する国は皆無であり、従ってこの道を取ることはできないことは明らかであります。つまりあくまでも国境措置を入れて輸入制限をしますということは難しいということは、これはこういう見方ではないんだらうと思います。「次に第二の道は、わが国の農業・農村に深刻な影響を与え、その存立を危うくするものであり、到底この道を選択し得るものではありません」。関税化受入れというのは、ついこの間中川農林大臣が受け入れた関税化の受入れであります。

こういうことを言つて受け入れるのは何だらうかということなわけですね。そして要するに「第三のミニマムアクセス米を大量に受け入れなければウルグアイ・ラウンドが崩壊し、そのこと自体でわが国が国際的に非難を浴びるだけでなく、各国の保護主義を助長しわが国経済の存立基盤も危うくなることは必定であります。また関係国からわが国の農産物輸入制限について、ガットの場合は二国間協議においてさらに厳しい条件を受け入れることを強いられることが考えられます。以上の考慮すべき幾つかの点を総合的に判断した結果、私は将来にわたる国益を考えて私の責任において、先ほど申し上げた第三の道を受け入れることと致しました」。

非常にふざけている話で、その時じゃあ自民党はどう言つたかと言いますと、一部抜粋で言いますと、「わが党はダンケル最終合意案が示さ

れて以来、その不公平さを指摘しつつつて参りましたが、わが国の安全保障にかかると重要な調整案に対する細川内閣の対応は極めて不十分かつ不透明なものであります。取り分け他の分野では例外を認めるなど極めて現実的な解決が図られているにもかかわらず、農業分野では包括関税化の例外を一切認めないという非現実的提案への対応のため、ダンケル最終合意案を上回るミニマムアクセスを受入れ、米・乳製品等の輸入拡大への道を開いたことは国会決議に明らかに反する行為といわざるを得ません」と。これはまさにこの通りで、自民党としては的を得た批判をしたと思います。しかし、細川内閣は一年も満たないで退陣して、その後は自民党が確か政権を握つていたのに、なぜじゃあ早く関税化の道を入れなかつたのか、受け入れなかつたのかというのは、それはわからないですね、これはやはり説明してもらわなければなりません。

日本の政治というのはアカウンタヒリティー（説明する責任）という、なぜそういう政策を採用したかということの説明する義務は他の外国は必ずあるにもかかわらず、韓国でさえあるのに、日本だけがそういう責任を取らうとしないのです。これはやはり大変問題なわけでありまして、ウォルフレンの言う通り、日本人を幸福にさせないそういう官僚システムというものに相当大きな欠陥があるということは明らかです。

二、北海道稲作の特質—府県との比較

(一) 都府県稲作と北海道稲作の相違点

そしてそういう非常に疑惑に満ちた合意、関税化のあと、北海道稲作というのは一体全体どういうものか、もう一回深刻に見直しをかける必要があるのではないか。その見直しは別表の資料の方にありますので、それを見ていただきたいのですが、まず第2表の方を見ていただきたいのですけれども、都府県稲作と比べて北海道の稲作というのは規模が大きくいという事はもうはっきりしています。北海道は三割以上で六四

表2 水稻収穫面積規模別農家戸数の構成比の推移

地域	年度	収穫農家数	収穫農家構成比									
			1.0ha未満	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	5.0~10.0ha	5.0~7.0ha	7.0~10.0ha	10.0ha以上	
北海道	1960	115,494	45.4	26.1	16.4	10.7	1.3	—	—	—	—	—
	1970	95,389	27.8	17.5	16.1	26.0	12.6	12.2	9.4	2.8	0.4	
	1975	61,765	32.1	18.0	14.1	21.8	14.0	13.4	9.8	3.6	0.6	
	1980	54,674	23.4	15.4	15.1	26.8	19.3	18.5	13.4	5.1	0.8	
	1985(総)	47,097	20.9	14.7	15.3	28.1	21.0	20.1	14.4	5.6	0.9	
	1985(版)	46,823	20.4	14.8	15.4	28.2	20.2	20.2	14.5	5.7	0.9	
	1990	41,020	17.8	14.2	15.3	27.8	23.3	23.3	15.9	7.4	1.6	
1995	34,153	13.5	10.9	10.9	21.5	43.1	32.9	—	—	—	10.2	
都府県	1960	5,248,272	87.3	11.3	1.2	0.2	0.0	—	—	—	—	
	1970	4,634,420	83.8	13.6	2.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1975	4,095,850	84.5	12.6	2.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1980	3,779,604	84.9	12.0	2.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	1985(総)	3,503,470	84.6	12.1	2.5	0.8	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	1985(版)	2,843,565	80.7	15.1	3.1	1.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	1990	2,532,839	81.3	14.2	3.1	1.1	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	
1995	2,266,525	76.6	16.6	4.2	2.0	0.6	0.5	—	—	—	0.1	
東北	1960	701,129	73.2	21.5	4.4	0.9	0.0	—	—	—	—	
	1970	698,950	67.9	23.5	6.8	1.7	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	1975	656,437	68.5	22.1	7.1	2.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	
	1980	625,625	68.0	22.0	7.3	2.5	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	
	1985(総)	589,695	67.3	22.0	7.5	2.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0	
	1985(版)	533,735	63.8	24.4	8.3	3.1	0.4	0.4	0.3	0.1	0.0	
	1990	490,068	64.2	23.8	8.0	3.4	0.6	0.5	0.4	0.1	0.1	
1995	446,393	59.2	24.6	9.5	5.2	1.6	1.4	—	—	—	0.2	
北陸	1960	427,512	72.3	23.5	3.9	0.3	0.0	—	—	—	—	
	1970	392,956	69.2	24.9	5.2	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1975	360,591	70.2	23.3	5.4	1.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	1980	338,281	69.4	23.8	5.4	1.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	1985(総)	313,524	69.2	23.6	5.5	1.5	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	
	1985(版)	270,526	64.3	27.3	6.4	1.7	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	
	1990	243,504	65.4	26.2	6.0	2.0	0.4	0.3	0.3	0.1	0.0	
1995	218,506	58.1	28.8	8.5	3.5	1.1	0.9	—	—	—	0.1	

資料：農水省「農業センサス」

注1)1985年までは陸稲を含む 注2)1990、95年は販売農家

六%を占めておりますけれども、都府県では七六、六%が一畝未満であり、大きな違いがあります。
 土地生産性を表す指標として一〇ア当たりりの収量をとりまして、その推移と変化要因を検討するため表3と表4を掲げました。表4は、単収の水準とその増加度合いで、技術進歩、平均単収に対する標準誤差、そして平均変移係数、安定性の度合いを示しています。これを見てみたら

わかるのですが、いずれの時期をとっても、技術進歩がありますから、傾向値が変動係数でふれますので、三段階に一〇年ぐらいつづつ三つに分けて計算してみたのですけれども、六六年から六七年の北海道の変移係数というのは一九、四%、これが八六年から九五年になりますと二一、八%で不安定性は増えています。都府県は三、七%から九、四%、少し高くなっています。その原因は東北が五、一から一六、四%に増えている。北陸は五、〇が四、九と、これは安定しています。これは何を意味するでありましょうかということでもあります。

技術進歩によって不安定性が府県でも北海道でも増幅している背景というのは、良食味、直接的には異常気象によるところが大きいのですけれども、その背景にはコシヒカリやササニシキ、そしてきらら397のように冷害にそれほど強くない特定の良食味品種に作付けが集中してしまっただけで、この冷害の影響を強く受けることになったのではないかと思っています。そういうことを全部踏まえて考えましても、北海道稲作は依然として不安定性から脱却できていないばかりか、さらに不安定性を増大させていることすらも言えるのではないかと思っています。このことが北海道稲作を不利にしているというふうに考えられます。

次に水稻の生産コストを水稻一〇ア当たり生産費でみますと、都府県と北海道の単収水準は先ほど検討しましたように、それほど差がないのでほぼコストを代表しているとみていいのですが、北海道と都府県の水稻コストを比較しますと、平均値でみる限りは北海道の低コスト性は断然優れております。しかし三畝以上の上層の同一規模になると、その優位性はそれほど差がなくなる。なぜでありましょうか。これはやはり北海道稲作の技術体系は依然として都府県の中型技術体系の延長線上にありまして、つまり、言っているのは、自脱コンバインと田植機の体系の流れにあるということなわけです。北海道独自の大型技術体系になっていないこと、転作が相対的に大きく配分されたため、水田規模が大きく

なっても、北海道は大規模化によるコスト低減という意味での規模の経済性がそれほど発現していないように見えるわけです。

同じ大規模農家の比較では、後に述べますけれども、適期作業期間が短い分だけ、大型機械を必要とするのでコストはむしろ高くなりやすいわけです。水田における農業の作業効率を下げるし、労働生産性の向上やコスト低減に大きな影響を与える水田の整備状況は、区画の大きさ、用水完備率そして農道完備率においては、北海道は都府県をやや上回っております。しかも、北海道は傾斜度の低い圃場が多くなっておりまして、とりわけ石狩・空知・上川の主要稲作地帯では平野の優位性がでております。しかし、これほど区画形状に優れているにもかかわらず、都府県の大規模層となると水田が整備されているせいなのか、表5の一〇等当たり稲作労働時間にみられるように、その水準は北海道と遜色がなく、むしろ優れている場合もあります。北海道において稲作の省力化がなかなか進まないのは、中型技術体系の延長線にある他に、やはり広範

表3 10a当たり収量の推移 (単位: kg/10a)

年 度	北海道	石・空・上	都府県	東 北	北 陸
1960	400	404	401	459	426
1961	426	429	385	453	421
1962	356	365	411	455	436
1963	396	410	400	432	434
1964	264	265	406	443	442
1965	334	347	395	463	439
1966	284	300	410	449	436
1967	452	457	453	517	485
1968	474	488	446	510	511
1969	351	357	442	495	467
1970	443	455	442	535	469
1971	273	279	421	475	452
1972	500	510	453	513	464
1973	479	486	469	520	499
1974	503	516	452	505	492
1975	446	446	484	553	514
1976	361	373	432	464	455
1977	504	514	476	530	517
1978	536	546	496	560	500
1979	502	514	481	539	485
1980	385	426	414	410	467
1981	413	422	456	448	482
1982	501	527	455	508	512
1983	355	366	466	522	486
1984	551	557	514	574	529
1985	497	496	501	577	522
1986	526	544	507	558	532
1987	472	487	500	564	529
1988	512	534	471	461	511
1989	526	538	494	535	507
1990	540	549	507	565	524
1991	500	532	468	497	493
1992	445	457	509	545	536
1993	203	239	382	304	458
1994	541	546	544	581	538
1995	522	533	508	521	499

な泥炭地を抱えていることもその一因ではなからうかと思えます。それから図1の「一時間当たり農業労働報酬の推移」を見てみますと、平均値の比較では規模の大きな農家が圧倒的に多い北海道の方が都府県よりも少し高くなっております。しかし水稲作付け規模が五畝以上の農家に限定しますと、労働生産性に遜色がなくなり、米価が高くなる分だけ都府県の稲作農家の労働報酬がかなり高くなっております。北海道の米は生産費が安いといっても、価格が低いために労働報酬が高まらない

表4 土地生産性の推移 (単位: kg/10a、%)

期 間	地 域	平均単収	傾 向 値	標準誤差	不安定生
1966 ~1975	北海道	421	12.8	81.5	19.4
	石・空・上	429	12.1	82.8	19.3
	都府県	447	4.8	16.5	3.7
	東北	502	5.4	25.8	5.1
	北陸	479	4.0	23.9	5.0
1976 ~1985	北海道	461	4.1	77.5	16.8
	石・空・上	474	3.3	74.5	15.7
	都府県	469	4.2	30.1	6.4
	東北	513	6.5	55.7	10.8
	北陸	496	4.3	22.0	4.4
1986 ~1995	北海道	479	-8.4	104.3	21.8
	石・空・上	496	-8.6	96.8	19.5
	都府県	489	-0.7	45.8	9.4
	東北	513	-6.3	84.3	16.4
	北陸	513	-2.7	24.9	4.9

資料:農水省「作物統計」

資料:農水省「農業センサス」

表5 水稲作付規模別10a当たり投下労働時間の推移

(単位：時間/10a)

年度	北海道					都府県				
	平均	300a 以上	300 ~400	400 ~500	500a 以上	平均	300a 以上	300 ~400	400 ~500	500a 以上
1960	143.8	133.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1963	125.3	116.5	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	118.2	115.3	—	—	—	—	—	—	—	—
1968	109.9	107.1	—	—	—	—	—	—	—	—
1970	90.9	88.6	99.1	93.5	81.2	121.5	90.5	96.3	69.1	92.9
1971	80.2	78.2	83.8	76.6	77.0	112.2	80.4	83.6	66.8	91.1
1972	81.1	78.7	85.7	79.8	74.8	101.3	66.7	69.1	53.4	69.3
1973	75.7	71.7	80.1	67.6	70.5	94.2	66.7	71.0	47.8	67.0
1974	70.0	64.1	71.0	68.7	59.5	88.3	60.7	64.7	50.1	52.8
1975	56.5	53.2	67.7	68.7	46.5	83.7	57.7	60.4	53.0	47.0
1976	51.7	49.3	50.2	69.6	39.8	80.9	56.0	58.2	54.2	45.1
1977	44.8	41.5	52.1	55.3	34.8	76.4	54.8	56.5	53.1	48.7
1978	45.6	41.0	43.7	46.8	38.0	75.1	53.5	56.6	51.3	43.1
1979	44.2	40.9	46.6	48.1	36.3	71.8	52.5	57.1	47.4	39.1
1980	43.3	41.0	44.4	54.6	32.5	66.4	47.6	51.8	44.0	—
1981	44.2	42.3	57.3	47.1	33.9	65.4	48.4	51.4	38.4	—
1982	38.3	36.7	45.7	40.2	31.2	63.1	46.9	50.0	42.2	—
1983	40.1	38.3	48.8	46.2	30.2	61.9	47.1	50.0	50.1	31.4
1984	36.5	34.7	44.4	40.6	30.4	58.8	43.6	46.1	43.7	32.0
1985	36.2	35.5	44.5	39.4	32.1	56.5	41.6	43.8	42.6	33.8
1986	36.0	34.9	40.8	39.4	31.9	53.7	39.7	42.5	36.7	36.1
1987	34.9	32.6	34.6	36.8	30.3	52.1	38.0	42.3	31.7	33.8
1988	32.4	30.4	32.1	34.3	29.4	50.0	35.4	36.8	34.1	32.6
1989	31.5	29.7	29.1	35.9	28.6	47.4	33.8	37.1	31.8	29.8
1990	28.7	26.9	30.4	30.2	25.6	45.6	33.1	36.6	28.1	29.4
1991	28.2	26.3	30.0	33.0	24.8	44.1	29.9	32.1	27.5	28.2
1992	25.7	24.5	22.8	34.1	23.0	42.1	28.9	31.8	28.7	26.5
1993	27.3	25.6	—	—	25.2	39.6	27.1	28.7	29.4	23.2
1994	24.2	23.5	25.6	40.2	21.8	38.9	27.0	30.0	29.4	24.3
1995	24.9	23.9	29.0	32.6	22.1	39.2	26.1	30.2	25.8	22.8

資料：農水省「生産費調査」

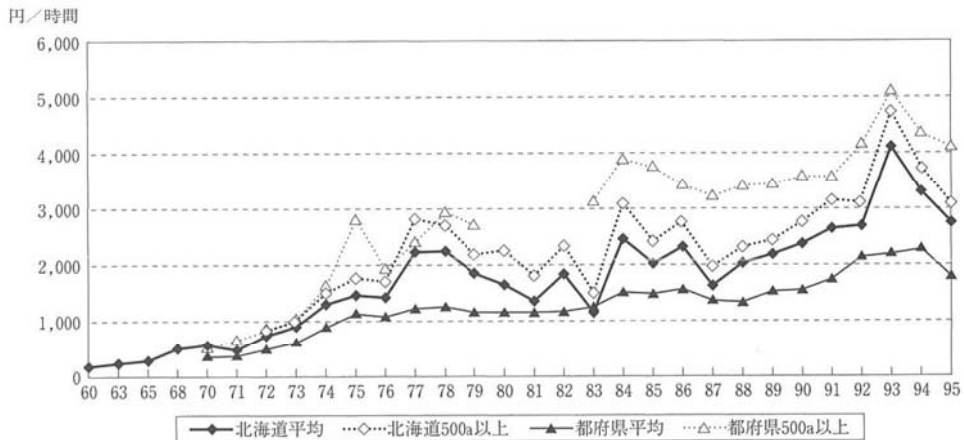


図1 時間当たり農業労働報酬の推移

資料：農水省「生産費調査」

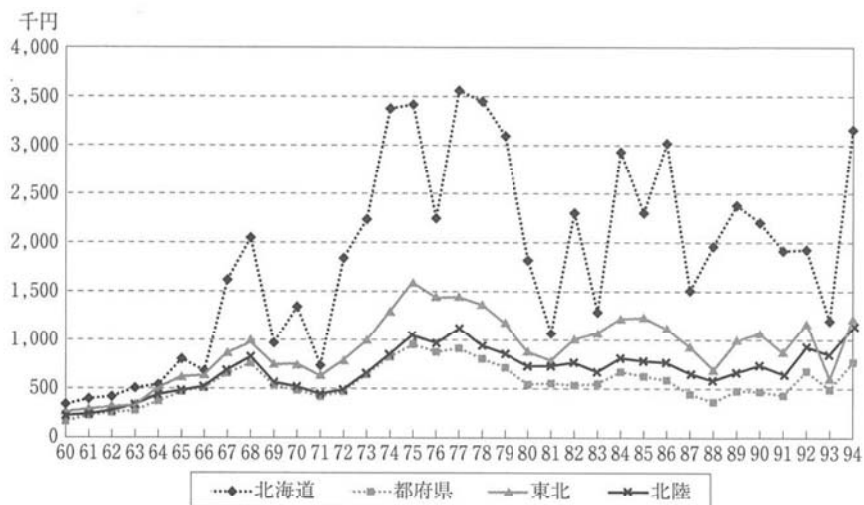


図2 稲作単一経営における農業所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

だろうと。既に米というものは一物一価ではなくて一物多価になって、ものすごい品質格差で値段が違ってきているというんです。最後に、稲作単一経営の農家経済の推移を検討いたします。図2の

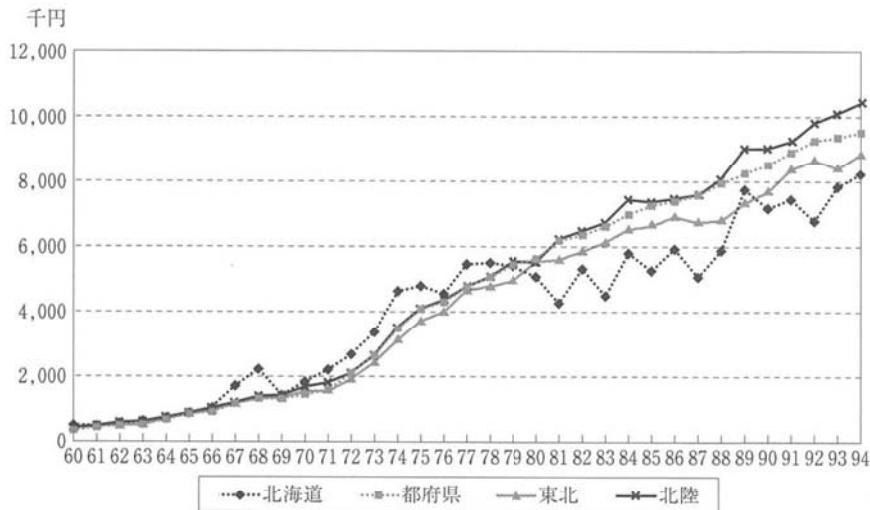


図3 稲作単一経営における農家総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

「農業所得の推移」を見ますと、専業農家の多い北海道が都府県よりもかろうじて大きくなっております。しかし、農外総所得の推移を見ますと、兼業の機会が少ない北海道が一番下になっております。

それで、農業所得と農外総所得をあわせた農家総所得の推移を見ますと、一九六七年以降は一貫して北海道平均が都府県平均よりやや上回っておりましたが、一九八〇年を分岐点として都府県より北海道が下回りその格差も拡がりつつあります。この原因は四つあると思われる、一つは一九八〇年以降の転作助成金の引き下げ、二つには転作率の拡大、そして三つには自主流通米制度の導入など、実質的に北海道稲作の収益性を低下させる政策がなされたためであろうと思われます。そして四つには、都府県の農外所得の大きな増加であります。この四つの原因により、経済的豊かさの源泉である農家総所得は減少し、北海道稲作農家の家計費を圧迫している様子を窺い知ることができると図3であります。

(二) 北海道稲作経営の安定性

北海道稲作の経営安定性について、農水省ではよく北海道は規模が大きくいから経済力があるだろうと言われますけれども、大きくて単純化したほど、実は価格変動に弱いのだということを示す農水省に説明するために作りました。表6にその結果を示しております。これは、北海道農業基本調査対策の資料のために作ったものを援用しました。これは農水省のデータを加工したものですから、結構説得力があったのではないかと思っております。これから見ても、結局、北海道の大規模経営というのは価格変動した場合都府県の兼業農家に負けてしまうと、大きい農家ほど負けてしまうのです。

価格が下がると純益が下がるわけですから、それはもう相当な金額で、兼業に行つたぐらいではもう埋まらない格差です。ですから農水省が新政策で、これぐらいの規模の農家だったら安定するだろうというモデルに当てはめても、絶対経営が不安定になるといふことなわけで、農業においては最低価格を補償する何らかの価格安定制度なくしては、市場競争に生き残ることは、近代的な大規模専業経営は困難であります。兼業農家は最も強靱であるという皮肉な結果になっております。自然変動と

価格変動といふこの2つの変動に弱い。工業の場合は価格変動はありますけど自然的な変動はないわけです。ですから農業がなかなか工業化できない決定的な理由はそこにあるわけです。

三. 北海道大規模稲作経営のコスト低減を規制する農繁期構造と負債構造

(一) 農繁期構造による規制

それで「北海道大規模稲作経営のコスト低減を規制する農繁期構造と負債構造」についてお話ししたいと思います。「農繁期構造による規制」というのがございます。これまでの検討結果から、結局、都府県は農業依存度が低いため米価の下落による価格変動リスクに強いが、北海道の稲作農家は大規模・専門化による農業依存度が大きい故に米価の下落に極端に弱いと言えます。価格下落は、即、所得の引き下げに直結しております。また、北海道は、先ほど太田原教授が指摘されましたように、都府県の稲作主産地に見られるような安定兼業という矛盾発散回路を持っておりません。そして、先にみた水稲収量の不安定性にみられる北海道稲作の限界地性格から、外国はもとより、国内の産地間競争においても品質面では勝てない場合も出てくることになるわけです。だから一戸当たりの水田規模が大きいという優位性がそれほど発揮されないわけです。

特に北海道稲作のコスト低減を規制する要因の一つとして、まず作業適期が短いということがあげられます。春期の作業ピークとしては、田植期間が上川地域では五月一八日ぐらいから二八日まで、空知地域では五月二〇日から三〇日まで、ほぼ一〇日間。秋期の作業ピークはおよそ九月二〇日から一〇月五日までの間と。上川の方は霜がありますからもうちょっと短いかもしれませんが、いずれにしても東北地方はその一、五倍から二倍、北陸地方は二ないし三倍近く北海道よりも適

表6 稲作単一経営における米価下落の影響(試算)

地域・階層区分 項目	1994(平成6)年時点の実績				米価が20%低下した時 (1997(平成9)年度を想定)			
	都府県 平均	北海道			都府県 平均	北海道		
		3~5ha	5~10ha	10ha以上		3~5ha	5~10ha	10ha以上
平均経営耕地面積(ha)	1.36	5.46	7.96	16.33	※	※	※	※
うち田	1.26	5.29	7.58	15.67	※	※	※	※
普通畑	0.13	0.17	0.38	0.66	※	※	※	※
樹林地	0.02	—	—	—	※	※	※	※
牧草地	0.00	—	—	—	※	※	※	※
水田作付面積(ha)	1.05	3.36	6.24	13.05	※	※	※	※
水稲10a当単収(kg)	471	592	575	498	※	※	※	※
米価(円/俵)	23,623	16,135	16,164	16,688	18,898	12,908	12,931	13,350
農業就業者数(人)	1.69	2.11	2.37	2.45	※	※	※	※
うち自家農業就業者	0.54	1.77	1.82	2.45	※	※	※	※
農業粗収益(千円)	2,022	5,515	10,425	20,546	1,653	4,445	8,491	16,931
うち米	1,843	5,352	9,669	18,074	1,474	4,282	7,735	14,459
うち米以外	179	163	756	2,472	※	※	※	※
農業経営費(千円)	1,213	2,966	5,670	12,665	※	※	※	※
農業所得(千円)	809	2,549	4,755	7,881	440	1,479	2,821	4,266
農外所得(千円)	6,625	5,649	2,455	1,407	※	※	※	※
農家所得(千円)	7,434	8,198	7,210	9,289	7,065	7,128	5,276	5,674
年金等の収入(千円)	2,074	1,029	1,648	1,798	※	※	※	※
農家総所得(千円)	9,508	9,227	8,857	11,087	9,139	8,157	6,923	7,472
租税公課諸負担(千円)	1,460	1,750	1,467	2,364	※	※	※	※
可処分所得(千円)	8,048	7,477	7,391	8,723	7,679	6,407	5,457	5,108
家計費(千円)	5,915	5,653	5,444	6,196	※	※	※	※
農家経済余剰	2,133	1,824	1,947	2,527	1,764	754	13	1,088
農業所得減収率(%)	100	100	100	100	45.6	42.0	40.7	45.9
農家所得減収率(%)	100	100	100	100	5.0	13.1	26.8	38.9
農家総所得減収率(%)	100	100	100	100	3.9	11.6	21.8	32.6

資料:「農家の形態別に見た農家経済」、平成6年度版、農林水産省統計情報部。
注:1) ※印は、平成6年度実績と同じと仮定する。

期作業期間が長くなっております。結局作業ピークが分散できる。したがって府県と同じ面積を処理するには、機械・施設とも短期間で能率を發揮させる必要から高性能大型機械施設を導入しなければならぬ北海道については、稼働期間が短くなるために過剰投資になりやすい。

北海道は面積が大きいからといって、すぐに効率が發揮できるような状態ではないということなわけです。加えて、水利による規制も存在します。石狩川水系の最大の土地改良区である北海道土地改良区では、上流から水が順番に入るので、下流域の南空知では所によっては五月一日頃からでないとい水が入らないわけです。結局適期作業期間は五月二〇日

以降の一〇日間であるから、代掻き作業も、水の入る時期によっても制約がでてくる。

さらに、偏東風の影響を受けやすいのも収量や品種の不安定さの要因となっております。とりわけ品質は安定していません。また、気象条件から北海道産米の良食味品種の早期開発にも限界があると思われれます。今日は中央農試の稲作部の人から来られていますので、私もお聞きしたいのですけれども、ほしのゆめでもまだササニシキ段階でありまして、コシヒカリのレベルにはまだ到達していません。将来的にも技術的には食味はコシヒカリ級の段階に到達することは困難ではないかという話も聞いております。

このまま関税化が進化すれば、北海道の米は外国のミニマムアクセス米と競争して勝つことが困難になっております。現在既に負けております。そして中型技術体系の延長にある北海道米は、食味はともかくコストにおいて、コンバイン・直播・航空機散布体系の外国産米には、少なくとも短期的には太刀打ちできなくなるからであります。または中国のように労賃が極端に安いところにも太刀打ちできないのであります。

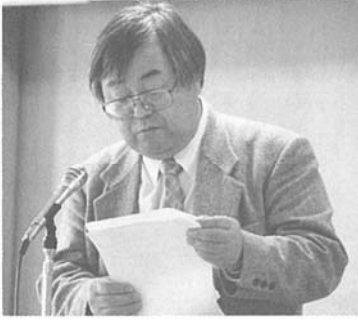
北海道においても、ある程度の大規模稲作の可能性は存在すると私は思っています。しかし、その稲作農家の経営自体は、低コスト・高生産性、いわば稲作生産構造の近代化という質的な発展を遂げたものではないと思います。あくまでも府県の中型技術体系の延長線上にありまして、若干北海道の特殊性を感じ込んでやや重装備化した北海道バージョンの中型技術体系の下での適正規模というわけでありまして、そのおおよその内容は、水田が団地化されていることを前提とすると、水稲作付面積は約二〇〇〜三〇〇、転作を含むトータルで三〇〇〜四〇〇程度の面積が適正規模かなというふうと考えております。一日三稔の田植えと。一日で済むから、だいたい先行して代掻きする要因を含めると、家族労働力は三人以上と、最低でも四〜六人の臨時雇いが必要となります。転作があるので、経営組織的には水稲を基幹としつつも、粗放な畑作部門との複

合経営を考えなければならぬということになります。このような大規模稲作経営は、ある程度のコスト低減は可能になると思いますが、品質面で国内の産地間競争、コスト面でのSBS米との競争に打ち勝てるかという点、これはまた極めて難しいのではなからうかと思えます。

(二) 負債構造による規制

それから「負債構造による規制」というのがございます。北海道の稲作中核地帯の稲作は、府県の稲作中核地帯の農家と比較しますと、負債が著しく大きいのが特徴になっております。それで、表7を見ますと、昭和六一年度の稲作単一経営の経営規模別借入金残高をみますと、北海道の方が規模別に見ても圧倒的に借入金残高が大きくなっております。同じような規模では、北海道の方が余計に投資しなければならない事情を窺い知ることができないのではないかと思います。これは公式資料がないので、中央農試の経営部が自ら石川県と宮城県に調査行って集めてきた資料であります。それとまた同時に、これは比較的新しい平成六年度の北海道農政部の調査結果を表8に示しました。

▲長尾先生



営農関係用途別借入金構成比をみますと、昭和六二年と平成三年度のいずれの時点においても、稲作農家の借入金残高の第一位は両年とも「農地取得」であります。第二位は昭和六二年と平成三年とは異なりまして、昭和六二年は「土地基盤整備」で、平成三年は「負債対策」であります。第三位は昭和六二年が「負債対策」で、平成三年が「土地基盤整備」になっております。この三用途を合計しますと昭和六二年で

は七〇・七％（うち農地取得と基盤整備の合計は五二・二％）であり、平成三年ではそれが七七・八％（五二・〇％）であります。負債というのは、投資が焦げついてさらにそれが農協プロパーとなってはりついたものをさらに原因にするというのも何ですから、これは機械投資の部分や何かも入ってくると思えますけれども、やっぱり明確な要因というのは「農地取得」と「土地基盤整備」という農政の経営近代化路線に沿ったために、同じ農政の米価引き下げ、高率転作、そして転作助成金の引き下げによって、徹底的に打ちのめされたということが言えるのではな

表7 地域別水田規模別稲作単一経営の平均借入金残高
(単位：千円)

地域 規模	北海道	東北 (宮城県)	北陸 (石川県)
3ha未満	4,319 (182戸) (100.0)	0 (1戸) (0.0)	— (—)
3～5ha	10,415 (655戸) (100.0)	4,906 (11戸) (47.1)	5,146 (2戸) (49.4)
5～7ha	14,961 (620戸) (100.0)	4,515 (8戸) (30.2)	5,273 (3戸) (35.2)
7～10ha	21,700 (328戸) (100.0)	7,277 (2戸) (33.5)	10,000 (1戸) (24.3)
10～15ha	26,722 (67戸) (100.0)	— (—)	— (—)
15ha以上	63,855 (5戸) (100.0)	— (—)	40,256 (3戸) (63.0)

資料：「府県稲作経営実態調査報告書」、北海道立中央農業試験場
経営部経営科、1986.12.

注1) 上段の括弧内は調査農家数。下段の括弧内は北海道の負債を100とした場合の東北、北陸のウエート(%)

いかと思います。

最近の道農政部の定点観測では、空知支庁管内と上川支庁管内の稲作農家は、負債額を大幅に増加させているのが表9であります。

何故このようになったのであろうかということを考えてみたいと思います。まず「農地取得」の借入金が多い原因について考察しますと、高価格の時期に水田を取得拡大したことにつながるわけです。北海道の稲作中核地帯の水田地価は、周知の通り府県の転用地価ではなく米価水準に規定された収益地価であります。したがって北海道稲作における農地集積は、土地改良の必要性が強いことから有益費が認められない借地よりも取得の方向で動いてきました。もちろん、農政の面的集積事業がそこに重要な役割を果たしてきました。相対的に高い水田を結果として取得した背景には2つの要因があったと思います。一つは、一九八〇年代前半の高地価を規定したのは高額の転作助成金であったと。それが疑似地代化しまして、その還元地価が高地価を形成したのではないかと思います。もう一つは、八〇年代後半からの米価の下落と転作助成金の低下です。この政策によって、規模拡大の意欲あふれる農家が取得した農地資産は大幅に目減りして、米価低落による水稲の収益性低下とあいまって、借入金の償還に支障を来すことになったわけです。北海道的な農地の集積形態である農地の取得拡大が、裏目に出たわけです。

次に「基盤整備」について考えてみたいと思います。北海道においては土地基盤整備事業の受益者事業負担金、土地改良区の特別賦課金ですけれども、大きくなっているのは、北海道の水田の多くが泥炭地という特殊土壌であることによると。泥炭地の水田開発は、道営基盤整備以前から中空知、南空知、そして石狩など石狩川下流域の広範な地域でなされてきたわけです。この泥炭地の土地基盤整備事業は、沖積土地帯や洪積土地帯とは異なり、単なる区画整理にとどまらず、膨大な客土を必要としまして、単なる区画整理だけと比較しても膨大な事業費を必要としたわけです。さらに、この泥炭地基盤整備事業への取り組みは、それま

表8 地域別水田規模別稲作単一経営の平均借入金残高 (単位：千円)

年次	項目	営農資金 借入残高	営農関係用途別借入金残高構成比								
			農地 取得	機械 購入	建物 施設	土地 基盤	家畜 導入	運転 資金	負債 対策	災害 対策	その他 資金
1987(昭62)年		1,808	29.2	5.9	3.2	23.0	0.1	9.7	18.5	4.3	6.1
1991(平3)年		1,642	31.8	4.9	3.0	20.2	0.2	6.3	25.8	2.8	5.0

資料：「農家経営動態調査報告書」、北海道農政部・北海道立中央農業試験場、1994年

注1) 調査農家戸数は1991年時点で358戸(1987年時点は413戸)

注2) 平均耕地規模は1987年が7.6ha、1997年が8.2haである。

で泥炭地改良に莫大の費用がかかるため受益者の合意をなかなか得ることができなかつたので、合意の得やすい表土扱いだけで済むような優等地の土地基盤整備を先行してきたことにより、オイルショック以後の高度経済成長期の八〇年代までスレ込んだ。このため、泥炭地基盤整備の受益者負担が当初農家が想定した以上に大きくなってしまったことでもあります。そして米価が引き下げされたというところで、事業合意時の期待米価に基づくと事業終了後の米価に基づく事業便益との間に大きなマイナスの格差が生じまして、技術的な効果は発現したものの、それが事業便益として黒字になるどころか大幅な赤字を生むことになったわけでもあります。

もしも農政が時間を限定して米価を引き下げるんだよということを、ガツト合意の關係でやるから幾らまで目標に引き下げると言ったら、農家はそれを計算しまして、受益者負担、今の工事費で受けるかどうかは、ハンコを押さなかつた。こういうことを示さないままに、米価は下がらないんだという幻想を与えて事業を推進してきたというところに、道なり国の責任というののは大きいのではないかと思っています。こうした事情により北海道稲作は、府県稲

作よりも大きな重荷を背負うことになったわけです。かくして、このよ
うな負債焦げ付きの二重苦に加えて、SBS米との競合による道産米の

表9 地域別水田規模別稲作単一経営の平均借入金残高

項 目		年 次			
		1993年 (平成5年)	1994年 (平成6年)	1995年 (平成7年)	1996年 (平成8年)
調査農家戸数		183戸	184戸	185戸	192戸
平均耕地規模		9.9ha	9.9ha	10.6ha	10.9ha
平均借入金残高		1,464百万	1,453百万	2,110百万	2,023百万
借入金残高の規模別分布	500万円未満	23.0%	19.0%	13.5%	17.2%
	500～1,000	21.3	21.2	15.7	17.7
	1,000～3,000	44.3	46.2	48.1	46.4
	3,000～5,000	9.8	10.9	16.2	12.0
	5,000万円以上	1.6	2.7	6.5	6.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：北海道農政部農業企画室調べ

注1) データは空知支庁管内と上川支庁管内の稲作農家

価格低下によって、北海道稲作は大破局を迎えつつあるということな
わけです。

(三) 米市場における北海道の実力

それで、「米市場における北海道米の実力」というのを見てみたいと思
います。自主流通米制度ができる以前は、農水省はコメであれば内容
を問わず一律に買い上げてきた時期があったわけです。その時が北海道
としては絶頂期であったわけで、食味は劣っていても、寒さに強い多収
品種を栽培できたからであります。しかし、自主流通米制度ができて、
さらに自主流通米市場が開設されてから、北海道米は地盤沈下の一途を
迎えることになっております。その間の事情を図4を見てもらいたいと思
います。一番最後にありますけれども、米価はもうどんどん下がって
いると思ったら、違うんです。下がり方はそれぞれ違うわけです。一貫し
て下がり続けているのは北海道、これに青森米が入れば、青森も下がっ
てきています。そういうことで、北海道をねらい打ちにして下げている
というのが実情なわけです。

表1とか表10を見ていただきたいと思えます。表1は輸入量で、ミニ
マムアクセス米の中で、SBS米というのは何故できたかと言いますと、
ミニマムアクセス米の価格の市場価格、適正な市場評価を得るためとい
うことで、売買同時入札制度という形でミニマムアクセス米を少なくと
も第一年度五千トン、第二年度一万トン、第三年度以降最終年度でだ
いたいミニマムアクセス米総量の一〇%程度と言っているのですが、最終
年度が来ない前にもう一〇%以上越えているわけです。こういうことで、
ちょうどミニマムアクセス米がSBS米が出る時からどんどん下がって
つあって、下がってきているわけですけれども、何故下がるかと言いま
すと、そのSBS米というのは、自主流通米の下限価格のところにはり
つけるわけです。アメリカの米はちよっと高く、中国はちよっと安くとい
うか。そこで外国のお米と競争するのですが、中国の場合は短粒種で、

しかもあきたこまちが中心の品種でありまして、アメリカの短粒種はアーカンソーのコシヒカリです。それから中粒種は「国宝ローズ」や何かの良食味米で、これはどうしても北海道のゆきひかりとか、場合によってはきさら397よりも品質的にいいということ、常にそっちの方が買われるために北海道の米が売れなくなつて、どんどんどんどん下がつてくる。だげと下限価格に常にSBS米をはりつけるという仕組みになつているものですから、北海道の主流通米市場では米が実は際限なく下がる仕組みに作られているように思います。

これはやはり不当ではないかと。だから実際ミニマムアクセス米はもう同時入札制度をやめて、援助米なり加工米に公約通りそっちの方に回してこればそういう問題はないのですけれども、ミニマムアクセス米を受け付けるにあつては、食糧庁の通達では売買同時入札制度でちゃんと主食用にふりむけるということを示しているわけですから、これはなかなか変えられないのではないかと思つています。

表10 ミニマムアクセス米とSBS米の輸入数量の推移

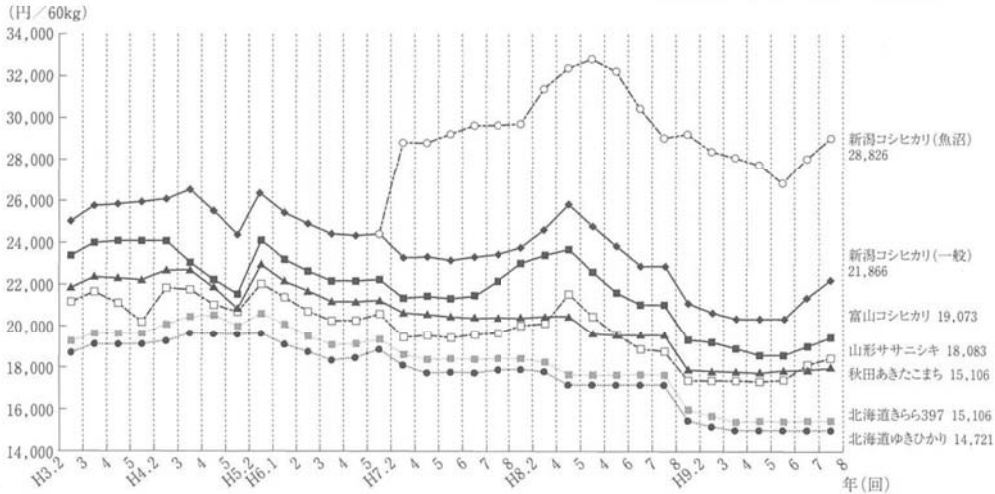
(単位：千トン)

年次	95年度		96年度		97年度		95~97年度合計	
	MA	SBS	MA	SBS	MA	SBS3	MA	SBS
アメリカ	188.0	5.7	201.1	14.1	237.9	4.7	626.9	54.5
オーストラリア	85.0	1.9	80.0	1.2	82.4	3.2	247.4	6.3
中国	30.0	2.4	35.0	5.1	30.0	13.8	95.0	21.3
タイ	95.0	0.2	127.7	0.4	133.0	0.9	356.7	1.5
その他	—	0.4	—	1.2	5.0	2.6	5.0	4.2
計	398.1	10.7	443.7	22.0	489.2	55.1	1,331.0	87.8

注1) MAはミニマムアクセス米、SBSはミニマムアクセス米にカウントされるが輸入と同時に民間に入札される米。

こんなひどい状況にあつて、我々は北海道稲作の将来をどう考えたらいいのか。農政部の政策としては、食率四〇%、つまり北海道の米を食べてもらへるのは、北海道の人が北海道のお米を割合が四〇%しかないと。米を作つていない農家の人に聞いても、実はうちはあきたこま

図4 自主流通米価格形成センターにおける主要品種の指標価格の推移 (東京取引所)



ただ、ササニシキだと、コシヒカリだと、そういう人達に北海道の米を食べる運動をしると言っても、地元には人気のない米を作っているということ自体を、やっぱりこれからの市場経済という流れの中で、どうなんだろうということ提起したいと思っています。

四 北海道稲作の再編方向

その前に北海道稲作は農民の努力によって数々の技術革新により、北進してきました。しかし、その展開過程は「やませ」による四〜五年に一回の冷害を伴う苦渋の歴史でもありました。とりわけ北限の稲作は苦難をきわめまして、食糧制度による価格支持と共済制度という農政の手厚い保護の上にかろうじて成り立つ農業でもあったわけです。もともと稲作農業は北海道の気候風土に適合しないことは、司馬遼太郎氏が徳川時代の津軽藩における「けかち飢餓」の歴史を尋ねて、米本位制の恐ろしさ、そして、気候風土を無視した北限地帯の米作りの愚かさを「北のまほろば」の中で語っていることから窺い知れようと思います。

しかし北海道の稲作は、このような困難に満ちた環境条件の中で、インフラ整備や稲作の技術進歩に多くの公的資金と人的資源をつぎ込み米の増収と高品質化に大きな成果を上げ、食糧の安定供給というところでわが国経済に多大な貢献をなしてきたわけです。同時に、地域社会の安定化に寄与してきたことも事実であります。

しかし、コメが関税化され、そして国内に自主流通米だけでなく自由米の米市場が形成されつつある中で、市場の調整を全く無視した米作りが困難になったことも事実ではないかと思っています。それに加えて、農水省の北海道稲作に対する厳しい姿勢は、妙に一貫性を持っておりまして、これまで北海道稲作全体を政策や制度で守れといった政治闘争を実施してきましたが、どのような結果をもたらしたのであろうかよく考えてみたいと思います。農水省の政治責任追求だけではらちがあかないのでは

なかるうかと思っています。私も相当農水省を、太田原先生と一緒に追求してきたのですが、それだけで終わっていると。そしてこのまま蛇の生殺しのような状況が長く続きますと、後継者がいる規模拡大をしてきた人達から真先にリタイアし、残っている方は一代限りの老人ばかりということになるのではないかと、少なくともそろそろいう恐れはないだろうか、と思います。

(一) 誇り高き稲作経営者に

農水省の態度は確かに憎いと思います。しかし、憎しみをぶつけるだけでは問題は解決しないのではなかるうかと思っています。稲作農家は経営者ではないでしょうか。もちろん、家族経営であるから同時に従業員でもあります。しかし、経営が困難に陥った場合は、経営環境、農政が悪い、農協が悪い、または普及センターが悪いと、そういうせいのみにして、自ら経営を打開する努力を怠ると経営者ではなくなるわけです。誇り高き経営者になれない農業経営では、当然のこととして意欲溢れる後継者は育ちません。経営環境に働きかける一方で、自己の経営を見つめ直す必要があるのではないかと思います。

今後は稲作に対する公的支援を得ようとするならば、転作は必然であります。そこであれば、水田の輪作に必要な作物として小麦や大豆に加えて、大麦や菜種を加えてもらう、ないしは蕎麦も加えてもらう、蕎麦もあるんじゃないかと、積極的に提案して、コンバイン体系の中でそういう輪作体系、転作体系を作っていくべきではないかと思っています。と同時に、個別だけではなくて地域としての対応が今度必要となると思います。そのような意味で、北海道稲作はこれまでの輝かしい成果を踏まえながらも、経営者として苦渋に満ちた決断をする時期にきているのではないかと思います。その決断と言いますのは北海道稲作の立地配置の見直しを含めた稲作の再編であります。その再編の目安になるのが表1に掲げた全道稲作市町村の単収水準とその変動係数、および食味区分であります。

表11 変動係数と平均単収 (86～96年)

	変 動 係 数						
	15%未満	15～20%	20～25%	25～30%	30～35%	35～40%	40%以上
500kg以上	特A 上川 旭川市 鷹栖町						
500～550	特A 空知 深川市 妹背牛町 A 空知 沼田町 上川 当麻町 比布町 留萌 小平町 苫前町 B 空知 新十津川 滝川市 奈井江町	特A 空知 北竜町 上川 東神楽町 上川 東川町 A 上川 愛別町 B 空知 芦別市 美瑛市 北村 石狩 新篠津村	B 上川 美瑛町	B 上川 中富良野町			
450～500	A 空知 雨竜町 B 空知 浦臼町 砂川市 留萌 羽幌町	A 留萌 留萌市 B 空知 三笠市 赤平市 後志 余市町	A 石狩 厚田村 空知 栗沢町 B 空知 岩見沢市 月形町 幌加内町 後志 仁木町 上川 剣淵町 士別市 和寒町 C 上川 上川町 風連町 名寄市 留萌 遠別町	特A 後志 共和村 A 空知 栗山町 上川 富良野市 B 空知 長沼町 南幌町 由仁町 上川 上富良野町	特A 後志 蘭越町		
平均単収	400～450	B 後志 古平町 留萌 初山別村	A 石狩 浜益村 B 後志 小樽市 赤井川村 石狩 札幌市 留萌 増毛町 C 上川 美瑛町	B 空知 夕張市 後志 岩内町 島牧村 石狩 恵庭市 広島市 千歳市 日高 平取町 C 上川 下川町 朝日町	A 檜山 北檜山町 今金町 B 後志 ニセコ町 倶知安町 胆振 虻田町 伊達市 厚真町 社説町 早来町 穂別町 罇川町 渡島 七飯町 大野町 日高 三石町 新冠町 静内町 檜山 厚沢部町 渡瀬町 C 上川 南富良野町 胆振 室蘭市	A 檜山 江差町 B 渡島 森町 C 網走 端野町	
	400～450			B 日高 様似町	B 後志 青森町 胆振 追分町 渡島 松前町 日高 浦河町 檜山 奥尻町 乙部町 熊石町 上ノ国町 大成町 C 後志 京極町 真狩村 日高 日高町	B 胆振 豊浦町 渡島 上磯町 知内町 函館市 八雲町 福島町 木古内町 C 網走 訓子府町 女満別町 美幌町 北見市	
	300～350				C 後志 喜茂別町 黒松内町 留寿都町	C 網走 佐呂間町 津別町	C 十勝 音更町 幕別町 網走 留辺蘂町
	300kg未満						C 十勝 池田町 網走 遠軽町 生田原町

資料：農水省「作物統計」

注1) 96年産「きらら397」の地区区分を用いた。

2) 86～96年に米の作付がない年のある市町村は除いた。

す。

表11によりますと、北海道稲作といえども収量水準とその変動性、および食味に大きな地域差がありまして、単純に北海道米として一つにくれないことは明らかであります。したがって、今後、北海道稲作の再編に際しては、このような地域差を十分配慮する必要があるのではないかと思います。

この表にしたがって相対的有利性をもとにグループピングしますと、おおよそ次の三つの地帯に区分できるのではないかと思います。一つ目のグループは、平均単収四五〇kg以上、変動係数三〇%未満のいわば条件有利地帯であります。このグループの中には、食味C地区の市町村も含まれますけれども、これはきさら397の食味ということでありますが、それがモチ米団地であれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。二つ目のグループについては、平均単収四〇〇〜四五〇kg、変動係数三〇〜四〇%のやや条件不利地帯であります。ここには比較的良食味のA地区も若干含まれております。三つ目のグループは、平均単収四〇〇kg未満の条件不利地帯であります。

これら三つの地帯区分のうち、今後の北海道稲作の中核を担うのは第一グループの条件有利地帯であろうと思います。ここでは、地域性に応じて単品用として勝負する稲作、混米用として勝負する稲作、そしてモチ米として勝負する稲作を選択し、北海道稲作の特性である規模の有利性を発揮できる稲作経営を確立することが期待されるわけです。そのためには農地の流動化が急がれます。また、北海道に今後予想されるセツトアサイド政策に、(減反政策です)ね、弾力的に対応するためには、直播も視野に入れたエサ米の導入も展望すべきではないかと思えます。

第二、第三グループは一部あるいは全面的な稲作の見直しを実施して、場合によってはより安定的で市場ニーズの高い他作目を基幹とした農業経営に転換する必要も地帯として決断しなければならぬのではないかと。

(二) 稲作縮小なら代償措置を要求

北海道稲作農家の総意として農水省に稲作部門の縮小を提唱すると共に、その代償措置を講ずるようこちらから積極的な提案をすることによって、生殺しの状態から開放されるのではないかと。その代償措置としては、ずいぶんいろいろあると思います。例えばの話ですが、第一に水稲作付け廃止に対する補償金の給付、水稲作付枠の売買。これは中核地帯で第一グループで買えないのであれば、あきたこまち生産組合の八郎潟の方でほしがついていきますから、そういうところに売りつける。内地府県に高く売ってもいいのではないかと思います。そういうことも含めて、具体的な補償問題の交渉に入りたいのではないかと。また、第二に基盤整備の土地改良資金の事業負担金の部分の返済の免除、特別政令です。第三に土地改良区脱退のための決済金も免除すると。それから第四に水田の公的資金による買取。水田として買ってもらう。買うところがなくてです。これを安い地代で畑の地代で貸し付けるとか、そういう間に開発公社なり市町村開発公社構想で、これは今何十兆円も使っても不良債券処理、税金を使って銀行救済とか不動産の救済をやっていますけれども、そんな膨大なお金を使わなくてもわずかな金でこれができることなわけです。

(三) 経営転換には無利子の融資を

あと第五番目に、経営転換に必要な資金に対して無利子の融資。第六にそれからその転換に必要な野菜や何かに伴ういろんなインフラに対しては、補助などの公的支援が不可欠であることはいまでもありません。これはもちろん、その他に新たな基盤整備も必要であれば、それはその転換のために必要な事業として考慮してもらおう。そして、最後に第七番目に、これは北海道だけにとどまらないのですが、先ほど太田原先生が提起しましたように、国会決議に反してまでガット合意を受け入れた代

償というものを農家に対してしてもらわなければいけないと。

それから、また稲作の相対的条件不利地域は、一般に中山間地域が多いわけですから、地域の農村社会を保全する対策、デカップリングですね。こういうのもやはり必要になるかと思えます。こういうのを具体的に煮詰めて、やはり農業団体としても行政としても頑張ってもらわないと、このまま生殺しの状態のまま荒廃していくのではないかとこの恐れが出てきます。そういう具合で、問題を先送りしますと、政府の金融問題に対する対処に見られるように、ますます傷口を深くし、本当に北海道稲作は条件有利地帯ですらも巻き込んで危うくなるという恐れが十分出てくると思えます。

非常に唐突で怪しからんと言われるかもしれませんが、ここで皆さん何らかの手を考えないと、この泥沼からはい上がれないのではないかとこの心配があります。そういうことで、雑駁でありますけれども私の提案として報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

図表説明

司会：長尾さんの用意されたこの図表は非常におもしろい内容を言っておられますので、時間もまだかなりあります。できたら図表のところだけでも、表4のところまでは説明しておりましたけれども、表12以下から補足的に説明していただけると、今のお話も頭に入ってくると思うのですが、どうでしょうか。

長尾：表3の「一〇年当たり収量の推移」というのは、だいたい高単収の東北地方と遜色ないところまで最近は上がってきています。北陸の場合はもととそんなに高単収を追求していかないわけで、東北は実はササニシキで十二俵、十三俵をとった後遺症で食味を損ねたということがありますので、高単収が必ずしもいいというわけではないのですが、そういう形で収量も技術的に少しは伸びたという程度に了解しておいて

いただきたいと思います。

それから表4の「土地生産性の推移」になってきますと、一〇年ごとに区切ってみますと、北海道の不安定性というのは一九六六年から七五年は、先ほど言いましたけれども、一九・四%もあつた。それは主に石狩・空知・上川の単収水準がそういうものを規定してきたわけですが、都府県、東北はやっぱ五・一、それから北陸も五・〇程度あつたのですが、次の一〇年間を見ますと、一見北海道の不安定性は少しおさまったかなという形です。東北は少し高いかなと言われていたのですが、北陸は安定している。北海道は今後良食味地帯になってくるのですけれども、また不安定性を高くしております。それで東北も良食味に集中したために、かなり不安定性を高くしておりますけれども、北海道よりは安定しております。北陸は相変わらず安定しています。

それと表12の「水稲作付規模一〇年当たり第一次生産費の推移」というものを見ますと、これは平均だけで見ますと、北海道の方が一見すべしコストが下がっているように見えますけれども、同じような規模から見ると、そんなに差がない。むしろ都道府県の五割以上の方がそんなに差がない、わずかな差しかない、というような形ですね。府県の方の大規模農家と比べてもそれ程差がないのに、値段はすごく差があるわけですから、これはかなり差があるということなわけです。

それから表5の「水稲作付規模別一〇年当たり投下労働時間の推移」を見てみますと、稲作は本来に省力化されたんだと、これはやはり農業機械化とそれから除草剤の進歩ということに尽きるのではないかと思えますけれども、これも北海道が規模が大きいから一〇年当たりの労働時間が下がるのかなという、実は必ずしもそうではないと。府県の一九九五年を見ても、安定している。北海道の場合はいろんな気象条件によつて左右され、多くなったりいろいろありますけれども、府県の方は安定して下がってきています。

それから表6「稲作単一経営における米価下落の影響」の度合いなわ

けですけど、都府県の農家の平均的な面積というのは一町三反六畝と、北海道の場合は平均五、四六畝、それから七、九六畝、一六、三三畝と三段階の農家に分けて計算してみたわけです。すると、まず見てもらいたいのですが、府県の方は単収は決して高くないわけです。ですけれど横の米価を見ていただきますと、やはり高いのです。基本的に高い。

北海道の場合はそこその産地によって違いますからこういう値段のばらつきがあります。平成六年度の価格からだいたい二〇%下がったのが平成九年度の価格に近いわけですから、それでこれが二〇%下がったと。農家経済余剰というところを最初に見ていただきますと、マイナス一〇八万八千円になっている。これで都府県平均では一七六万四千円もあるのですが、これはマイナスになっています。だけど平成六年の時点では、やはり北海道の大規模農家の方が有利なわけです。二五二万七千円の経済余剰があったわけで、この中では都府県平均よりやや上回ったのは、二〇%米価が下がるともう決定的なマイナスになって、小規模農家よりも悲惨なことになるといことになるわけです。

それから表7は、私も石川県と宮城県の調査に行った時です。それで、宮城県は一〇町以上の農家は調査に行かなかったので、わからなかったのですけれども、石川県はそれを反省しまして、三戸ばかり大きいプロ農家というところに調査をさせてもらいました。そこで見ますと、やはり向こうのプロ農家もやはり相当な施設をしております、機械整備をしておりますから、やはり高い機械整備率は誇っていますけれども、やっぱり階層的に見ますと、北海道の方が同じような規模であれば府県の農家より相当な重整備にならなければやれないんだということになります。トラクターも二〇馬力以下というわけではいかな、北海道の場合は四〇〜五〇馬力、大きい農家になりますともうちよっと大きい馬力数のトラクターをやっています。六〇か七〇馬力をやっていますけれども、適期作業時間がすごく短い。農繁期は、精鋭なピーク労働を形成するわけですから、非常に稼働時間の短い中で能率のすごく

上がる機械を持つから、こういう装備になってしまっています。表8は「北海道農家経営動態調査報告書」ということで、負債関係で

表12 水稲作付規模別10a当たり第1次生産費の推移

(単位:円/10a)

年度	北海道					都府県				
	平均	300a以上	300~400	400~500	500a以上	平均	300a以上	300~400	400~500	500a以上
1960	15,900	14,980	—	—	—	—	—	—	—	—
1963	22,788	22,143	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	27,588	27,382	—	—	—	—	—	—	—	—
1968	36,101	35,968	—	—	—	—	—	—	—	—
1970	38,220	37,255	38,604	36,491	36,818	43,604	38,625	39,512	35,250	39,211
1971	38,659	37,902	38,493	40,174	37,277	45,867	38,143	38,469	36,579	39,652
1972	43,070	41,182	42,907	39,720	40,872	48,483	38,855	39,772	36,550	36,443
1973	47,210	44,901	48,974	42,087	44,476	55,546	42,234	43,534	38,441	39,070
1974	61,150	58,091	59,350	58,187	57,656	67,794	50,843	50,738	51,577	50,055
1975	67,955	66,023	72,842	71,177	63,289	78,764	60,610	60,836	59,737	62,331
1976	73,413	71,616	71,598	86,031	65,109	96,074	72,275	73,391	71,517	65,878
1977	77,131	74,237	83,446	86,186	68,695	103,066	78,591	80,638	78,841	65,968
1978	87,820	84,646	86,347	88,730	82,591	111,128	86,518	89,425	82,791	77,927
1979	93,614	90,730	93,510	90,384	90,046	117,288	91,885	96,046	84,944	84,854
1980	102,162	98,630	99,859	116,298	89,893	124,590	93,931	96,909	90,527	—
1981	108,288	105,377	116,085	116,883	97,301	131,177	97,079	101,471	79,573	—
1982	109,791	108,081	121,932	120,009	98,627	134,035	99,893	103,716	94,148	—
1983	107,013	105,880	121,749	117,080	94,639	137,098	101,821	108,787	93,630	85,909
1984	109,337	106,987	115,823	121,767	100,003	137,909	101,657	107,213	94,997	90,025
1985	108,834	107,082	112,105	115,815	103,641	140,351	103,588	110,000	103,601	86,302
1986	109,428	107,038	110,948	116,082	103,585	140,580	105,107	108,936	101,205	97,696
1987	106,516	103,483	109,781	112,634	99,561	140,301	103,345	109,173	92,434	98,560
1988	99,326	96,082	101,432	103,079	93,670	140,136	102,555	105,684	98,656	97,597
1989	100,309	98,436	106,089	105,604	95,433	137,493	103,580	109,112	97,168	98,000
1990	98,129	94,913	105,260	99,200	91,578	140,064	106,775	114,478	99,808	98,563
1991	92,036	89,430	105,697	99,506	85,388	133,293	100,347	104,574	102,147	92,814
1992	88,005	85,097	93,987	99,038	82,245	131,841	99,430	102,625	102,306	93,760
1993	89,814	81,281	—	—	79,538	135,645	98,703	110,123	101,438	95,215
1994	93,854	93,030	103,180	117,041	90,225	133,500	102,499	110,084	103,708	96,300
1995	97,058	95,680	100,097	104,834	93,815	135,565	102,343	110,318	100,696	96,406

資料:農水省「生産費調査」

はずっと中央農試がいろんな形でかんでいましたので、このデータをもとに表をつくりました。

それから定点観測ということで、表9で、平成九年度分のデータを集積していないんですけど、やりますと、やはり負債が増えていると平成5年というのは冷害年でしたか。冷害年の時は余った米が、売れなかつた米が高く売れたりして、大冷害の時は北海道の稲作農家が一番豊かだったという笑えぬエピソードがありますけれども、その後の構造調整期間を経て、SBS米がどんどん出てきた平成七年以降というのは、もう値段がどんどん下がっていくわけですから、じりじりと負債が増えているという実態が現れているということなわけです。

「コメの国別輸入割合及び数量」ということが、表1にあります。これは九五年から九八年の四年間です。九八年は一〇月までの量をこついう形で輸入していますよ。

それから表10の「ミニマムアクセス米とSBS米の輸入数量の推移」というのを見ますと、ミニマムアクセス米ということは、中国米は、アメリカやオーストラリアよりはかなり落ちますし、タイよりも劣っているんですけども、ほとんど混米に使われるものですから、SBS米に次ぐ第一の主流に入ってきて、その主力品種が東北地方のあきたこまちが中心です。ですからDNA鑑定で見つけようとしたって、混米の事実はちょっと分かりかねるのではないかと。アーカンソーのコシヒカリだって、コシヒカリはコシヒカリですから、これもなかなか見分けづらいと思います。

それから図1ですが、「時間当たりの農業労働報酬の推移」というので、北海道平均が最初に出ていますけれども、菱形の黒いものです。都府県平均より北海道平均の方がややいのですけれども、都府県の五町以上の農家の方が極めて高くなっています。規模の大きい農家は北海道よりも労働報酬が高いと。極めて高くなっています。

それから図2「稲作単一経営における農業所得の推移」を見ていただ

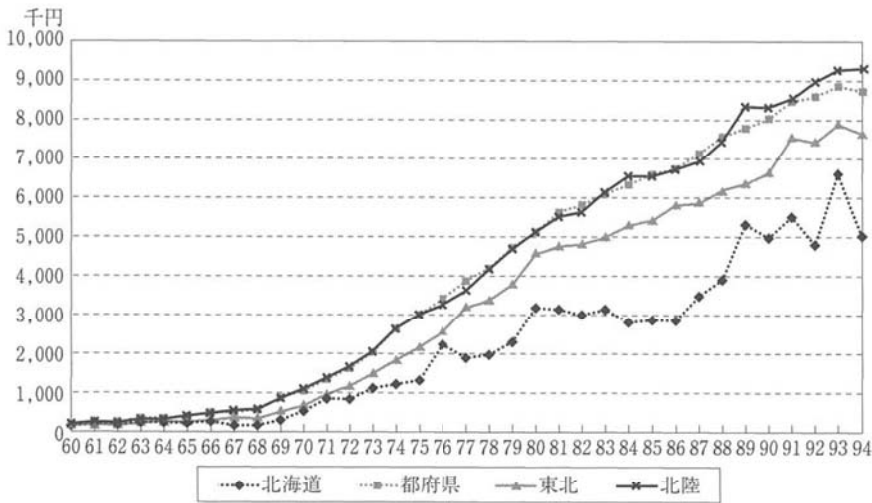


図5 稲作単一経営における農外総所得の推移

資料：農水省「生産費調査」

注1) 稲作単一経営とは、農業現金収入のうち米現金収入の割合が1964～76年まで60%以上、77年以降は80%以上の経営をいう。

ただし、1960～63年は統計の制約のため実態調査全農家平均である。

きたいのですが、農業所得は農業部門から得られる所得ですから、専業率の高い北海道の方が年次変動が大きいのですけれども、やはり東北よりも都府県よりも北陸よりも上回っています。しかし農外総所得面から見ると、北海道は兼業のチャンスに恵まれない分だけずっと七二年以降下の方にとんと落ち込んでいますけれども、北陸はどんとどんと上の方に行っている。東北も最近陰りがありますけれども、やっぱり北海道よりも上昇気運が高い。

それが図3になりますと、「稲作経営における農家総所得」、これは農外総所得と農業所得を合わせた農家所得です。農家総所得で見ますと、北海道は七八年から七九年を契機に、それまでは上の方にいたんですけども、今度下の方に落ち込んできている。だから北海道の農家は非常に貧しくなった。その理由は先ほど言いましたように、特別自主流通米と自主流通米の差別とか、転作助成金の差別とか高率転作とかというのを、何重苦も北海道稲作は背負わなければならなかったという背景があるかと思えます。

それで図4は、最後に、結局SSBS米の登場、ミニマムアクセス米の登場から北海道の米が異常に下がってきていて、他の地域はそのSSBS米と結構戦っている。そんな下がっていかないわけです。ですから品質を高めなければいけない。となるとじゃあ、あきたこまち、ササ、コシ以上の米をコンスタントに北海道が作れるのかどうか。それから北海道の人達が四〇%しか北海道米を消費していない。六〇%は内地米を食べているんですね。混米されているものもあるだろうと思うのですが、外国のSSBS米が入っているのを食べているんだらうと思うのですが、結局は北海道の消費者にも見放されているというようなことで、このままで推移すると、蛇の生殺し状態になるのではないかと。ここで起死回生で打って出ると、だと個別の対応では如何ともし難いし、政策的な提言をほぼ引き出すことはできないから、やはり地域としてまとまって交渉するという形にもっていく他はないのではないかと思えます。

質疑応答

司会：ただ今の講演と先ほどの太田原先生の講演も含めまして、五名の方から質問が参っておりますので、答えていただきたいと思います。まず最初に剣淵町の農業振興センターの梅津さんから参っております。「北海道稲作の進路が定まらなければ、北海道の畑作園芸、ひいては酪農業までも不安定性は拭われれないと思います。論旨は理解できます。そこで長尾先生の提案に対して、学会、地方議会、行政さらには為政者の意識水準はどの辺にあるのでしょうか。私見としまして、基本法の成立に向けて、国政・農政に向けて広くかつ強力な農政運動が必要だと思えます。政策に反映させるためにどういうことをやるか」こういう質問ですが、

北海道独自の農政活動を

長尾：私が何をできるかということでは、大したことはできません。雑誌でやるべきだということは提案していきますけれども、今回こういう主張を持っているということで、各農業団体等におきましては、私の感触だけからいけば、積極的に農家の人達のある程度の合意が取れば、農水省に対する交渉をやるのではないかとこの感触を持っております。ただ地域としてまとまらない場合には、じわじわと今の状況が長く続くのではないかなという心配があります。私の希望としては、もう待てないですから、やはり中央会を中心として道なりが積極的に北海道農業というものに対して責任を持って方向を考えて、北海道が稲作を撤収するに当たっても、その代償措置がなければ撤収できないわけですから、農水省に対してぜひそういう条件を十分詰めていただきたいと私は思っています。

太田原先生は北海道農業振興審議会の会長ですから、農政の方にもご提言できるチャンスもありますし、今回は中央会さん、ホクレンさん、



▲質問に答える太田原先生と長尾先生

関係機関もある程度いらつしやると思いますので、その人達にはやはり積極的に、これは撤退も含めてきちんとした方向を決めるということを打ち出す決意が必要だと思えます。決めた方向がはっきりすれば、ご質問にありましたように、酪農・畑作も野菜も決まってくるわけで、非常に大事なことだと思っています。水系問題もありますから、石狩川流域とそれから上川の方の手塩川流域の一部がやはり中心にならざるを得ないのかなというふうに思っています。水利的な治水との関係も当然出てきますので、そういうふうにご考えています。

太田原： 道内の中でのことについては、長尾さんがおっしゃったこと

に特に付け加えることはありませんが、中央の政策に反映させる、特にそれを農業団体を通じてやっていくという話になってくると、非常に気になっていることが、府県の農業団体の北海道の米に対する見方が、誠に旧態依然、ほとんど変わっていないということです。むしろ北海道の稲作を日本の農業の一環として守っていくことという、建前はともかく、そういう気持ちはあまりないのではないのでしょうか。

この前北海道の農業・農村審議会の席上で話題になったことですが、新篠津に去年、新潟の魚沼郡の組合長が十数名視察に来たそうです。新篠津はびっくりして、ここにもお会いになった方いらつしやるかと思うのですが、あんな名だたる魚沼郡の米作りの人達が新篠津に何を見に来たのだろうかということで、非常に緊張していろいろ聞きましたら、だんだんわかってきたことは、彼らは「北海道はいつ米を止めるんだらう」ということを調査に来たというところらしいのです。つまりミニムムアクセス八%で、さっき見たらもう一〇%になっていたのでびっくりしたのですが、八〇万トン。八〇万トンでも日本人みんな困っているわけですが、これは実は北海道が全部、道産米が今約八〇万トンですから、北海道が止めてくれれば、ミニムムアクセスが入ってきても我々には影響はないというのが、残念ながら向こうの人達のそういう共通した意識なのです。

だから農業団体が北海道漬しをやるわけです。その点を北農中央会やホクレンが非常に困っているところでありまして、全国の会議をやると、北海道がこういう要望を持っていると、何とかこれを全中を通じて政府にもっていかうということになれば、「その前にちょっと北海道の米、どうにかならんのか」という話が出でてきて、これは大変です。皆さんも「中央会、何やっているんだ」と、特に農協、単協の方はそう思っているらつしやると思うのですが、そういう状況の中でなかなかオールジャパンでは通らない、そういう問題があるわけです。

私はそういう意味では、系統の二段階の話の中で、北海道が早々と

「主農とは一緒ならんよ」、「北海道は道連を守っていくよ」という姿勢を示したのは、正しかったなというふうに思います。やはり北海道独自で直接中央に物を言っていくという方向が、全農の団体を無視するということではなくて、そこそこ中央会、ホクレンに頑張ってもらって反映させていく努力は続けるとともに、それだけでは駄目だと。それだけではほとんど北海道の言い分は通らないという感じがしています。

これは農協だけではないですね。今回の答申の中で、農業団体の見直しというのはかなり大きく項目として出ておまして、その中で農業委員会系統、農協の合併とか二段階ということも書いてありますし、それから農業委員会については、これはたぶん見直すを書いてあって中身はあまり書いてないのですが、今問題になっているのは直接選挙制です。農業委員は選挙で選ぶのです。今行政委員会でも直接選挙制が残っているのは農業委員会だけなのですが、どうもこれを潰そうとしているらしいです。

北海道の感覚で言うと、とんでもないと。今の農業委員制度、農民が選ぶ農業委員というのは、これはなくちゃいけないと。だいたい道の農業委員はそういう線でまともまってるのですが、これが全国の会議に行つてそういうことを述べますと、「北海道の言つのは確かに正論だけれども、北海道だから真面目な人が選挙によって農業委員に選ばれてくるのであって、俺らの方ではだいたい選挙をやると、不動産屋のダミーが金を使って当選してくるんだ」と。「だから後はもう農業委員会も転用やりたい放題だ。こんなのなら、むしろ任命制の方が中立的な公正な人が選ばれる」ということを言うのが多いのだそうです。だから農業がほとんど崩れている地域と北海道がいつまでも一つになっていて大丈夫なのか、米の問題をちょっと離れますけれども、やっぱりそういう危機感を私たちは感じておまして、今回のあの本もそういう背景があつて、やはり北海道からの発信ということがどうしても必要だと。いろんな問題についているんなルートでやりながら、北海道としてはこういう

う考えなんだということを常に天下に公にしていく必要があるという状況です。昔の水も漏らさぬ農民の団結という時代ではないのです。そういう中での運動であり要請であるという状況をやっぱり踏まえなければならぬ。そういうふうにご考えております。

司 会：どうもありがとうございます。今回ご質問を受けた中で、長尾先生が提案している七項目ですが、これは長尾先生がいろいろ考えて、こういうことを手当てをしなければならぬと、特にミニマムアクセス米の結果、また市場原理導入によってこういう北海道の稲作が潰されようとしているものに対して、こういう要求をしていくべきだということ提起しているもので、地域によつてもっともいろいろな要求の仕方があるだろうと思つたのですが、そういうものを整理をして、各町村農協、農業委員会でもつと声をあげて霞が関に向けてどのような行動を起こしていくのか、「二十一世紀の北海道農業と農村」という本も、できるだけ皆さん方に問題を提起して地域で論議してもらいたいと考えて本を発行したという趣旨もございます。どうか地元で、今本当に北海道の農業が壊されようとしているのですから、これをどうもつていくのかということ、地域でしっかり霞が関に発信するよつなことをぜひ考えていただきたいと思います。

司 会： それでは次に芦別市の加藤さんから質問がございますが、「北海道稲作農家の総意として、農水省に稲作部門の縮小を提示するとともに、土地基盤整備を施工した区域は転作配分はしない、あるいは率を下げた有利条件を与えるよう、国に求める考え方は無理だろうか。小規模も大規模も同じ制度の中で稲作経営を行っていることにより双方が経営が難しくなり、共倒れとなりはしないか」。この考え方について、先生のお考えを聞かせていただきたいということなのです。芦別市の加藤さん、すみません、もう少し補足してもらいたいと思つたのですが。

加 藤： 基盤整備を進めていくということにつきましては、国の政策のもとで進めて参つたわけですが、その中で水田農家の場合は、補助事業

先生からも指摘があるのですけれども、外国のことはあまり、不都合なことは知らせないという思想があるのかどうかわかりませんが、今の韓国のことについても、そういう基盤整備を100%国が負担すると、こういう困難な時期にそういうことをやるというのはあまり知らされていないのです。だからこういうことをいち早くキャッチしながら、いろんなところで持ち出していくということは必要なことだろうと思うのです。

工サ米導入はよく検討して

司 会： それでは次に東川町の上島さんからのご質問です。「転作政策に弾力的に対応するために工サ米の導入も展望すべきだと言われておりますが」これは長尾先生ですね。「現在の工サ米の生産状況等について、わかればお教え願いたい」ということです。工サ米のことについてお願いします。

長 尾： ちょっと安易に言いきたかなと思って反省していますけれども、工サ米は東北地方で稲作中核地帯で取り組む動きがあるというふうに聞いているだけでありまして、作った時に工サとしてどういふふうに通わせるかということについては、全然私の方も押さえておりません。

ただ、泥炭地帯の転作は乾かしてしまうと有機物が分解してガタガタになってしまいます。有機物が分解して瘦せていくわけですから、客土をしなければならぬといふいろいろ、それをまた水田に戻すと、フリクとか、あんまり水を抜くのはいけないような気がしますので、泥炭地帯の場合は転作する時は工サ米ぐらいで、ある程度の水を保っておかないと大変かなと思います。それ以外のところは転作によって、水田に戻すのに少し時間をかけてある程度固定してしまってもいいのかなと思っております。ですからコンバインで収穫できるものでほとんど輪作体系を組んでいくという形を考えると、工サ米にしてもそういう

物を転作作物として、あるかなり高いレベルで認知してもらいたいという願いを込めて提起したのですが、そういうことをもこれからの農政運動の中で構築していくべきではないかと思っております。

司 会： まだ今のお話だと、工サ米でうまくいくのかどうかということとは十分に検討されていないのではないかと思っております。今後の一つの方向として検討してみなければならぬと思うのです。そのことよって経営が成り立つかどうかということは非常に厳しいのではないかと思います。

司 会： それでは次に、太田原先生に、女満別町農協の浅井さんからご質問がございますが、「直接所得補償方式が導入されたとして、農家が年間収入にそれを見込むようになった時には、経営者としては足腰が弱くなっているのではないのでしょうか。また、基本法はめったに改正されないと聞いていますが、もしも補償が廃止された時にも残らないという不安が出てきます。もちろん農作物の価格が市場原理によって動いた時に農家の収入が減って、それを補償するという意味は十分理解できますけれども」よく言われることは、日本の農民は非常に真面目で生活補償的な金をもらっているのは問題だといふことがよく論議をされますが、これに多少似ているかと思えます。こういうことで、直接所得補償方式が導入されるということは、農家にどんな影響を与えるのかというご質問だと思っております。

直接所得補償はやるべきである

太田原： まずこういうことをやったことがないものですから、どういう影響を与えるかというのはやってみなければわかりません。ただいろいろ言われていることは、直接所得補償に非常に近い政策をやったことがあるのです。転作奨励金がそうです。これが転作奨励金を受け取ってパチンコばかりやっているんじゃないかとか、散々言われたわけですが、いろんなことが出てくるだろうと思えます。それは給料をもらってパチ



▲質問する倉知さん

ンコばかりやっている人もいるわけですから。いろんな人がいますけれども、転作奨励金はだから出すべきでなかったのか、という議論はこれは全く成り立たないわけです。だいたい考え方が、日本では中山間地対策ということで相変わらず考えられていますから、条件が不利な人に対して気の毒だから割増のお金を払ってやりましょうと、そういう考え方で捉えている限りは、元々足腰の弱い人にそういう金をやったらドブに捨てることになるのではないかとという疑問が出てくる。どうも農業団体の議論もそこから出ていないのです。生活保護と同じだという議論から抜けていない。これは議論の仕方が間違っています。

私、ヨーロッパのことを何度も言うのは、これは権利なんですよ。かわいそうだからいただくという生活保護ではなくて、自分たちが今まで受けていた所得を政府の一方的な政策転換によって奪われたと。それに対する補償である。だから堂々と要求すべきであり、政府はそれに対してきちんと払うべきなのです。権利として受け取ったものをパチンコに

使おうと酒を飲もうと、極端に言えばですよ、何を言われる筋合いもないと、そういう性格の問題だと思います。

それが一般的に行われていないから、日本では何とも言えないけれども、ヨーロッパではどうなっているか。最近、私スコットランドの、スコットランドというのはイギリスの条件不利地帯であります。そこで方ット以降の包括的なデカップリング政策がしかれてからスコットランドがどう変わったかという論文を読みました。びっくりしたのですが、スコットランドというのはイギリスといえども、寒冷地で中山間地で過疎がどんどん進んでいました。ところがこのデカップリング政策が発効してから、今スコットランドは都市部より農村部が人口が増えているそうです。つまり過疎の逆になってきているわけです。農村部に行って、向こうのデカップリングというのは農民だけではなくて、かなり林業者だとかあるいは農業関連産業の人だとかそういう人にもあたるんですね。ですから都市にいるよりも農村に行った方が所得が増えるという人がたくさん出てきたわけです。そういう人達が町から脱出して過疎地に定住していくわけです。所得も当然増える。地域全体も増える。

今イギリスでは環境運動が非常に盛んですから、そういうところの人が地元のいろんな景観だとか並木だとか牧場だとか、整備しようと思えばいろんな補助金がまたあるわけです。そういうものを使って、スコットランドの農村地域が見違えるようになってきていると、そういう論文を読みました。

日本もこの中山間地に限って言えば、そういう前向きな変化というのは十分期待できるし、平場について言えば、とにかく何よりも今まいつている。せっかく出来上がった北海道が到達している、大規模專業経営というのは、あの本にも書いたように、技術的に世界に誇るレベルをもっている。こういうものをきちんと維持していくためには、これは絶対に必要なものだというふうに私は思っております。そういう意味では、直接所得補償方式に対する中傷誹謗というのは、出したくない人か

らこれからいろんな形で流されると思いますが、むしろそれに負けないで、これも国際的な情報を集めて、頑張っていくということが大事ではないかと思えます。

司 会： 太田原先生から非常に力強いご回答をいただきました。先ほど太田原先生の講演の中にもございましたように、北海道農業というのは、農水省の言う大規模專業農家をつくるために政策に全く忠実にやってきたのです。だからそれを今政策変更しようとしているわけですから、それによって被る被害というのは当然の権利として要求するというのが太田原先生のご指摘だと思います。ぜひそういうことに自信を持っていただいて、ただ生活保護でもらうのではないかと、国が言ってきたことをやってきた、その結果こんな大きな問題を背負わされてきているところ、この現実をしっかり踏まえて、権利として主張すること、これをぜひやっていたいただきたいと思えます。よろしいですか。何かございますか。

北海道は米単作から複合経営に

太田原： 私、さつき減反奨励金でみんなパチンコばかりやっているみたいなことを言いましたけれども、皆さんに誤解はないと思えますが、北海道の転作政策というのは大変だったわけですが、しかし北海道の農家、それから農協、指導機関というのは非常に前向きに生かしたという評価をしているのです。今までの米単作、米一本だったところが、いろいろ苦労をしながらきちんと複合経営に取り組んできた。米プラスαの経営の集約化を達成した。農協もそのことによって、今まで米一本時代の農協というのは問題ありました。技術指導は普及所に任せて、農協は売る、政府に届けるだけだ。あとは手数料で経営している。極端に言えばろくな農協指導なかったわけですね。

しかし転作になって、花だ野菜だということになってきて、各農協は非常に指導力と販売力に力を入れました。転作以降の北海道の米地帯の

農協の営農指導とマーケティングの実力の上昇というのは、私はやはり目を見張るほどの変化だったというふうに思えます。そういう意味では、転作奨励金を立派に使ってきたという米地帯は胸を張って言えるのではないのでしょうか。ですからこれから要求していく所得補償についても、そういう前向きな立派な使い方をきちんとするだけの能力をわが北海道は持っている、ぜひ力強くそう言っていたらいいと思っております。

司 会： 他に何かございましたらお伺いしますが、いかがですか。はい、どうぞ。

倉 地： 岩見沢の倉地と言いますが、現状では既に後継者がこれからつくとかつかないとか論じるレベルではなくなりました。ような気がしております。既に六〇%ぐらいは近い将来離農が決まったというふうに見える状況ではないかと思ひまして、我々一番、そんな中で人材を失っていくというのが一番辛いことだと今感じているところで、すけれども、異常に低い日本のこの食料自給率ですね、これは既に我々農業者側の問題ではなくて、消費者側の問題ではないかというふうに私は常々感じています。

その観点から運動展開をする方向と言いますが、方法と言いますが、消費者と手を組んだそういう展開、生協運動なんか一部で国内農産物を支持する声も高まっておりますけれども、さらにそれを進めていく方法が我々農業団体等、どんなことが当面考えられるか、何か太田原先生考えていることがあれば聞かせていただきたいのですけれども。

消費者との提携は婦人部が前面に

太田原： 消費者との提携という点では既に農業団体、全中も方針を出しておりますし、いろんなところで生協と農協の全国的なレベルあるいは地域レベルでいろんな提携もあります。そういうことだけではなくて、今各地で言わばインフォーマルな交流とか提携というのはどんどん進ん

でいます。むしろオーナーな、例えば生協と農協で提携しましょうと、生協からドットと奥さんが来る。そこでお迎えするんだけれども、こっちは男社会で男ばかり対応すると。男の生産者と女の消費者が話していくと必ず対立します。喧嘩になりますね。我々見ていると、そういうまづさがあちこちにあります。

そういう意味では、今消費者の方はわりに、アトビーとかいろんな問題があって本当に自分の問題として来ていますから、それに対応する人は、農村の方ではむしろ真剣味が足りないのではないかとということを感じます。我々よく農協の婦人部に言っているのですが、町からお客さんが来た時は婦人部が全面に出なさいと。女同士で話した方がずっと理解は進むし、男がやるとスケジュール通りのだいたいこれを確認してこれで良かった、だいたい八〇%と、そんなことをやるのですが、女性同士でやると、話がボンボンボン転がっていろいろな副産物が出てくるのです。そういう意味では、やはりこういうことを進める上で、方針は出てるしいろんなことはやれるけれども、農村側としては男社会を脱皮しないと駄目だということを、私、痛感しております。

そういう意味の転換というのはいろいろ必要だと思えます。今日時間があればちょっと言おうかなと思ったのですが、最初におっしゃった、要するに農地が後継者がこれだけなくなってくれば、農地が余ってきます。それを今まで何とか若い後継者が残っているところに持たせて規模拡大させてということをやってきました。あるいは新規参入と言っても、できればお金を持って一〇町とか二〇町をボンと買って始めるような、そういう人に来てほしいということをやってきました。しかしこれはもう限界です。もうそういうことをやっていったら、後継者、中核農家ももう手一杯ですし、それから新しくこれから農村に来る人は、どっちかというと、有機農業をやりたいとか自給でやりたいとか、数から言つと圧倒的にそういう人が多いのです。何億も持って一〇町ほしい、二〇町ほしいという人はほとんどいません。ところが農村はそういう人

を待っているわけですね。できれば離農農家の借金をそれで返したいということをやっているから、かみ合わない。ミスマッチで進まないですね。

農業は多様化の時代

都会人の田舎暮らしを勧めよう

だから私は、そういう点では、今本当に都会の人が農村に目を向けているというのは事実ですから。私も道新に定年期のことをちょっと書きましたけれども、年金生活者が年金をもらったら、とにかく田舎暮らしをして悠々自適で暮らしたいという人はいっぱいいるわけです。多分皆さんのところにも、空き地がないかと、今、田舎物件なんていうのはすこいでしょう。ああいう話がいっぱい来ていると思います。

私は、そういう人達を、そんなのはいらんだというのが今までの対応だったと思うのですが、もう違います。府県ではもうほとんどそういう人達、中山間地なんかはそういう人達を町村、自治体の方針として受け入れて、回地をつくって、そして農場を、だいたい一反歩ぐらいあればいいわけです。一反歩っていったら十分生き甲斐のための農業をやってくださいと。虫に喰われてとれなくても、みんな年金を持っていますから、それで食えないわけではないし、無農薬で変なものを作って農協に迷惑をかけるわけでもないわけです。むしろ頭数が増えて商店街は間違いない潤って、それから農家の人も、だからやっぱり非常に楽しいと。そしてそういう人達は「何ていい所だろう。こういう所に住みたかった」ということをしきりに言うわけです。そのことによって、済んでいる者が力づけられる。それは特に若い人がものすごく元気になる。そういう効果が出ています。

北海道は大農地帯だからなかなかそういうところに目がいかないわけですが、皆さんよくご存知のように栗沢で、これとほちょっと違

うのですが、クラインガルデンやったら何十倍も殺到しています。それから本格的な定年帰農の受入れという点では、平取町が始めました。これはまだちょっと若い人が欲しいんだという感覚のようですけども、空知なんて一番札幌に近いわけですから、あるいは札幌だけでもなくて、もう全国に向けて「北海道にいらつしやい」と。特に「お年寄り、大歓迎です」というようなことをやったら、これは相応いけると思います。

私も最初定年になって田舎に住むというのは、やはりどうしても暖かい所、瀬戸内海とかそういう所が人気あるのかなと、そういう所から始まっていますからね、思っていたのですが、いろんなところでアンケートをとると、ダントツ人気は北海道なんです。北海道で暮らしたい、田舎暮らしをしたい。何故かというその理由、無農薬農業が北海道なら可能だ、結構そういうことをみんな知っているのです。いろんな田舎暮らしの本とかそういう情報がいっぱい載っているのです。南でキャベツを作ったらみんな虫だらけになるけれども、北海道で作ったら手で虫を取ってあげばますキャベツはちゃんと出来るとか、いろんな話を書いてあります。そういう地元にいるとなかなかわからない北海道の農村の魅力というのはたくさんあるわけです。

そういうことをいろいろ押し出しながら・・・私、こういう話をするのは、今日もそうですが、霞が関とか永田町とかWTOとか、そっちはっかり見てたら暗くなつて、もう駄目だという気持ちになるわけですけどもそういうところから外れて、今時代の流れがどうなっているのか、若い人が農村に何を求めているのか、消費者が何を求めているのか、そっちの民衆の動きの方から考えていくと、これは農村には間違いなく追い風が吹いています。

特に北海道の農村の価値というのは全国的に非常に日本の国民の心の中で、じわじわじわと大きくなってきています。やっぱりそういう流れをいち早く地域でキャッチして呼び込むということをやっている、こういう農政の方はさっぱり悪くはない状況がしばらく続くと思えます。

すけれども、農村は元氣を取り戻すことができるのではないかと、そういうことも併せてここでは声を大にして言っておきたいと思っています。

司会： どうも非常に力強いご助言ありがとうございました。倉地さん、特に生協に関しては今回の新しい基本法に向けて日本生協連が提言を出しています。これをぜひ読んでいただきたいと思うのですが、その中で言っていることは、農業側は消費者に農業のことを理解してほしいということと言っただけでも、生協の方からも、消費者の要求なり価格システムということをもっと生産者は勉強してほしいと。お互いにそういう理解をし合う中で、消費者と生産者が手を握れば、必ず今の生産は変えることができるんだということを最後に提言しています。今の太田原先生の話もありますように、もっと、消費者も非常に力強い応援部隊として考えてくれますので、ぜひ自信を持ってやっていただきたいと思っています。時間になりましたので、一応これで終わらせていただきます。有り難うございました。



▲閉会挨拶 佐伯研究部長